

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年6月30日

【事業年度】 第37期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

【会社名】 株式会社極楽湯

【英訳名】 GOKURAKUYU CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 新川 隆 丈

【本店の所在の場所】 東京都千代田区麹町二丁目4番地

【電話番号】 03(5275)0580(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理部長 鈴木 正 守

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区麹町二丁目4番地

【電話番号】 03(5275)0580(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理部長 鈴木 正 守

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第33期	第34期	第35期	第36期	第37期
決算年月	平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月
売上高 (千円)	9,947,890	9,923,591	10,051,440	12,051,425	14,129,656
経常利益 (千円)	215,721	378,185	39,134	204,351	345,712
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する 当期純損失() (千円)	102,254	114,620	398,993	111,184	312,859
包括利益 (千円)	103,815	207,163	169,334	288,368	240,444
純資産額 (千円)	4,279,494	4,097,403	4,213,201	6,020,496	6,863,183
総資産額 (千円)	11,263,967	10,769,443	13,908,808	16,385,627	18,833,540
1株当たり純資産額 (円)	384.17	409.38	380.89	370.36	378.22
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額() (円)	9.65	10.90	40.13	9.15	24.19
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)		10.82		8.07	21.70
自己資本比率 (%)	36.1	36.5	29.6	28.8	26.6
自己資本利益率 (%)	2.5	2.9		2.5	6.4
株価収益率 (倍)	22.4	25.8		60.9	22.9
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,270,049	827,011	616,592	1,213,823	1,917,063
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	194,476	1,246,365	1,380,989	2,488,876	1,102,717
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	100,507	758,644	2,389,414	1,184,787	1,198,826
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	3,224,583	2,087,834	3,815,094	3,824,900	5,766,334
従業員数 (名)	132	306	379	525	540
[ほか、平均臨時雇用者数]	[663]	[663]	[645]	[762]	[752]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第35期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しますが1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。また、第33期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 第35期の自己資本利益率、株価収益率は、親会社株主に帰属する当期純損失のため記載しておりません。

4 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益又は当期純損失()」を「親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()」としております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第33期	第34期	第35期	第36期	第37期
決算年月		平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月
売上高	(千円)	9,937,596	9,916,384	9,207,408	10,558,228	10,983,792
経常利益	(千円)	233,681	454,903	62,270	12,441	206,844
当期純利益 又は当期純損失()	(千円)	120,618	191,252	393,863	13,543	226,730
資本金	(千円)	2,032,626	2,032,626	2,061,053	2,350,759	2,412,602
発行済株式総数	(株)	11,529,000	11,529,000	11,728,000	13,670,900	14,142,600
純資産額	(千円)	4,296,839	4,110,533	4,004,567	4,488,856	4,783,812
総資産額	(千円)	11,287,433	10,772,942	13,383,230	14,353,722	15,884,118
1株当たり純資産額	(円)	385.81	410.75	361.59	347.90	356.22
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	6.00 (0.00)	6.00 (0.00)	6.00 (0.00)	6.00 (0.00)	6.00 (0.00)
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額()	(円)	11.39	18.19	39.61	1.11	17.53
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)		18.05		0.98	15.73
自己資本比率	(%)	36.2	36.6	29.2	30.9	29.7
自己資本利益率	(%)	3.0	4.8		0.3	5.0
株価収益率	(倍)	19.0	15.4		499.7	31.6
配当性向	(%)	52.7	33.0		538.3	34.2
従業員数 [ほか、平均臨時雇用者数]	(名)	128 [663]	135 [663]	132 [645]	132 [762]	136 [752]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第35期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しますが1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。また、第33期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 第35期の自己資本利益率、株価収益率および配当性向は、当期純損失のため記載しておりません。

2 【沿革】

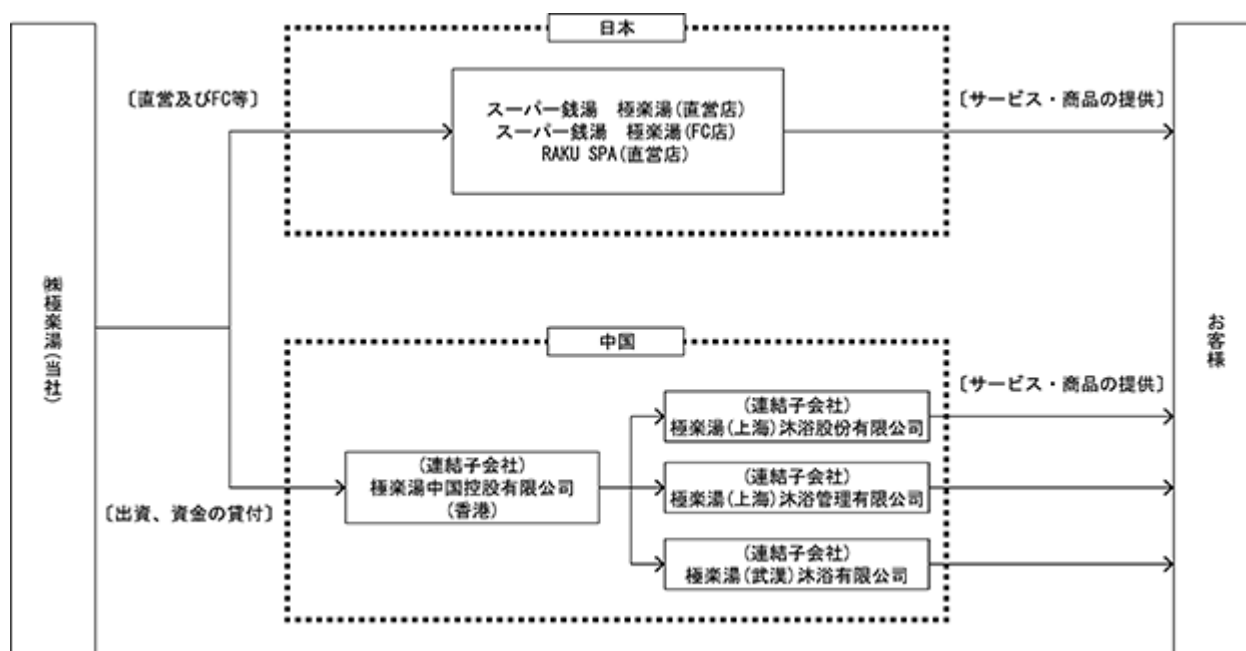
年月	摘要
昭和55年4月	三洋実業株式会社（現、極楽湯）を設立
昭和59年8月	株式会社フォーラムに商号を変更
平成5年4月	株式会社自然堂（東京自然堂 - 平成11年4月の合併で消滅）を設立
平成8年12月	FC1号店としてスーパー銭湯極楽湯古川店を開店
平成9年3月	株式会社フォーラムを株式会社自然堂に商号変更 （大阪自然堂 - 平成11年4月の合併により存続）
平成10年3月	直営1号店としてスーパー銭湯極楽湯奈良店を開店
平成11年3月	FC3店舗（大成店、麻生田店、多賀城店）を開店
平成11年4月	大阪自然堂が東京自然堂を吸収合併 存続会社名を株式会社自然堂とする
平成12年3月	直営2店舗（福島店、宇都宮店）、FC4店舗（佐賀店、入間店、取手店、香椎店）を開店
平成13年3月	FC4店舗（鎌ヶ谷店、南草津店、南福岡店、名取店）を開店
平成14年3月	直営2店舗（彦根店、幸手店）、FC4店舗（浜松幸店、東大阪店、小倉店、長崎店）を開店
平成14年11月	日本証券業協会に店頭売買有価証券として株式を登録（現、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード））
平成15年3月	直営1店舗（柏店）、FC3店舗（枚方店、八戸店、長岡店）を開店
平成16年3月	直営2店舗（茨木店、泉北豊田店）、 FC3店舗（浜松佐鳴台店、尼崎店、さっぽろ弥生店）を開店
平成16年6月	第三者割当増資を実施 資本金1,334,080千円
平成17年3月	直営1店舗（和光店）、FC1店舗（仙台泉店）を開店
平成18年3月	直営4店舗（大和橿原店、金沢野々市店、横浜芹が谷店、豊橋店）、 FC3店舗（さっぽろ手稲店、仙台南店、吹田店）を開店
平成18年4月	第三者割当増資を実施 資本金2,030,281千円
平成18年7月	株式会社自然堂を株式会社極楽湯に商号変更
平成19年1月	株式分割（普通株式1株につき5株）を実施
平成19年3月	直営4店舗（青森店、多摩センター店、福井店、津店）を開店
平成20年3月	直営2店舗（宮崎店、三島店）、FC1店舗（福島いわき店）を開店
平成21年3月	FC2店舗（札幌美しが丘店、福島郡山店）を開店
平成22年3月	直営2店舗（千葉稲毛店、上尾店）を開店、FC1店舗（吹田店）を直営化
平成23年4月	極楽湯（上海）沐浴有限公司を設立（現、極楽湯（上海）沐浴股份有限公司（中国上海市））
平成25年2月	直営1店舗（碧雲温泉館（上海1号店））を開店
平成25年4月	直営1店舗（福島店）をFC化
平成26年4月	直営1店舗（水戸店）を開店、極楽湯中国控股有限公司を設立
平成26年7月	極楽湯（上海）沐浴管理有限公司を設立
平成26年8月	直営1店舗（RAKU SPA鶴見）を開店
平成26年10月	FC1店舗（浜松佐鳴台店）を直営化
平成27年2月	直営1店舗（金沙江温泉館（上海2号店））を開店
平成27年10月	FC店1店舗（京王高尾山温泉）を開店
平成27年11月	極楽湯（武漢）沐浴有限公司を設立
平成28年3月	FC店1店舗（鷹山の湯）を開店 (平成28年3月31日現在の店舗数) 直営店 23店舗 FC店 17店舗 海外 2店舗 合計42店舗

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び当社の連結子会社4社より構成されており、温浴事業ならびにこれらの付帯事業を主な事業としております。

当社は、温浴市場において「極楽湯」「RAKU SPA」の名称による大規模温浴施設（スーパー銭湯）を全国展開しており、現在の店舗数は国内40店舗（直営店23店舗、フランチャイズ店17店舗）、海外2店舗（直営店）となっております。直営店では温浴施設での入館料及び入浴料収入や飲食収入に加え、整体や理髪等のテナントから収入を得ております。また、FC加盟店とはフランチャイズ契約を締結しスーパー銭湯経営に関する情報を提供することにより、ロイヤリティ収入及び商品販売収入を得ております。

当社グループについての事業系統図は次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 極楽湯中国控 股有限公司(注)1	香港	2,881,364	温浴事業	51.0	役員の兼任 2名
極楽湯(上海)沐浴 股份有限公司(注)1	中国上海市	1,841,751	温浴事業	95 (95) [2.5]	資金の貸付 役員の兼任 3名
極楽湯(上海)沐浴 管理有限公司(注)1	中国上海市	850,000	温浴事業	100 (100)	資金の貸付 役員の兼任 2名
極楽湯(武漢)沐浴 有限公司(注)1	中国武漢市	850,000	温浴事業	100 (100)	資金の貸付 役員の兼任 2名

(注)1 特定子会社であります。

2 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している子会社はありません。

3 「議決権の所有割合」欄の()内は、間接所有する議決権の比率を内数で記載しております。

4 「議決権の所有割合」欄の[]内は、緊密な者等の所有割合であります。

5 極楽湯(上海)沐浴股份有限公司については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1)売上高	1,818,292千円
(2)経常利益	191,381千円
(3)当期純利益	161,160千円
(4)純資産額	2,395,607千円
(5)総資産額	3,040,363千円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成28年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
日本	136(752)
中国	404()
合計	540(752)

(注)1 従業員数は就業人員であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

(2) 提出会社の状況

平成28年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
136(752)	35.2	6.8	4,884

セグメントの名称	従業員数(名)
日本	136(752)
合計	136(752)

(注)1 従業員数は就業人員であります。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

(3) 労働組合の状況

労働組合はありませんが労使関係は安定しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和政策を背景に、全体としては緩やかな回復基調が見られました。一方で、中国の経済成長鈍化等、海外の景気がわが国の景気に影響を与える懸念もあり、株価や為替が不安定な状況で推移しました。

温浴業界におきましては、消費者の節約志向や低価格志向が引き続きみられる一方で、手軽なレジャーとして底堅い支持を得ています。しかしながら、原材料をはじめとする諸コストの増大など厳しい経営環境が続いております。加えて、東京オリンピック開催を控え建設費は高止まりし、改装・改築を含む各種設備投資にかかるコストも増加傾向にあります。極楽湯グループとして、これまで以上の総合力が試されております。

このような状況の中、極楽湯グループは、平成27年2月に海外2号店となる「極楽湯金沙江温泉館」（直営店）を中国上海市にオープンいたしました。また、平成27年11月には、極楽湯(武漢)沐浴有限公司を設立し、海外3号店となる直営店出店の準備を進めております。加えて、国内では経営資源の有効活用や活性化並びに生産性の向上を図るべく、店舗の譲渡や増改築、人事制度改革等を実施いたしました。引き続き、お客様のニーズの変化をいち早く感じとり、より一層の安心・安全そして高品質なサービスの提供に取り組んでまいります。

以上の結果、連結売上高は14,129百万円（前期比17.2%増）、営業利益は448百万円（前期比140.1%増）、経常利益は345百万円（前期比69.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は312百万円（前期比181.4%増）となりました。

セグメントの業績を示すと次のとおりです。

日本

当セグメントにおきましては、売上高10,983百万円（前期比4.0%増）、セグメント利益（営業利益）は462百万円（前期比84.6%増）となりました。

当社の業績は、家族や人が集まるお盆や年末年始等の休暇に加え、台風・ゲリラ豪雨・猛暑・大雪等、季節的要因により変動する傾向があります。第4四半期（1月～3月）につきましては、年始の休暇に加え気温も低い時期であるため、家族で来店する機会も多く、売上が伸びる時期（繁忙期）であります。

当第4四半期（1月～3月）には、第3四半期同様、11月にオープンした「京王高尾山温泉極楽湯」（フランチャイズ店）が各種メディアで多数取り上げられたことに加え、「RAKU SPA鶴見」（直営店）のプラネタリウム岩盤浴等も同様に各種メディアで取り上げられたことで、極楽湯への関心度が高まりました。他方、お客様の関心が高いうちに次の投資策として、お客様満足の上と今後の設備メンテナンス費用抑制を目的に、店休日を大規模に実行し各店舗の修繕を計画的に実施した結果、前年同期と比べ売上及び営業利益は減少いたしました。

当連結会計年度は、平成26年8月にオープンした「RAKU SPA鶴見」や同年10月に直営化した「浜松佐鳴台店」の売上がフルに寄与したことに加え、既存店においてもお客様のニーズを捉えた積極的かつ効果的な施策を実施したことで来店客数増（前期比2.3%増）につながり売上高は増加（前期比4.0%増）しました。また、原油価格の下落によりエネルギーコストが低下したことに加え、コスト意識の徹底による生産性向上に努めた結果、利益は大幅に改善いたしました。その結果、当連結会計年度のセグメント利益（営業利益）は、462百万円と増加しました。

中国

当セグメントにおきましては、売上高3,230百万円（前期比107.4%増）、セグメント利益（営業利益）は144百万円（前期比7.1%増）となりました。

当社グループの中国における業績も国内と同様に季節的要因による変動があり、秋から冬にかけての第4四半期（10月～12月）の業績は、通期でみると気温が低い時期になり、特に12月は売上が伸びる時期（繁忙期）であります。

当第4四半期（10月～12月）は、平成27年2月に中国上海市にオープンした海外2号店「極楽湯金沙江温泉館」（直営店）が、1号店との相乗効果もありオープン当初の大盛況の勢いを継続できたことから、売上は増加いたしました。一方で、海外1号店は前期と比較して残暑が続いた結果、来店客数の獲得には予想以上に苦戦しました。しかし、後半では気温も低く落ち着き、来店客数が増えた結果、セグメント利益は改善いたしました。その結果、当連結会計年度のセグメント利益（営業利益）は、144百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は5,766百万円（前期は3,824百万円）となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は1,917百万円（前期は1,213百万円の獲得）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益461百万円から、減価償却費1,005百万円など非資金取引等による調整、未払金の増加額290百万円による資金の増加と、利息の支払額107百万円及び法人税等の支払額224百万円等による資金の減少によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は1,102百万円（前期は2,488百万円の使用）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出1,400百万円、定期預金の払戻しによる収入561百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は1,198百万円（前期は1,184百万円の獲得）となりました。これは主に、長期借入れによる収入2,450百万円、長期借入金の返済による支出2,199百万円、非支配株主からの払込みによる収入523百万円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
日本	10,899,107	3.9
中国	3,230,548	107.4
合計	14,129,656	17.2

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

(1) 出店戦略の再構築

国内においては、60店舗体制の確立に向けて今後も直営店出店に重点をおいた店舗開発に取り組んでまいります。併せて、出店場所の確保のための出店候補地に関する情報収集強化や、投資効率の更なる向上を図るための出店条件精査にも一層注力してまいります。

海外においては、海外3号店（中国武漢市）に続く直営店の出店に向けて準備を進めて行くとともに、「極楽湯ブランド」の確立とスピーディーな浸透を図るべく海外企業との連携の強化やフランチャイズ事業を含めた様々な事業展開に取り組んでまいります。

(2) 人材の確保・育成

国内においては、60店舗体制の確立及び直営店に重点を置いた出店戦略を推進していくに当たり、店舗数及び業容の拡大に対応できる人材の確保及び育成が重要であると考えております。また、海外においては、「安心・安全」や「心からのおもてなし」など当社の根幹となる考え方やサービスへの理解をより一層深め、適正な店舗運営を行っていくためにも、日中相互の人材交流に加え、採用強化による適切な人材の確保及び徹底した指導・育成に取り組んでまいります。

(3) 衛生管理及び設備の維持管理

当業界におきましては、衛生管理の徹底を最重要事項として取り組んでおります。当社では、お客様に快適かつ安心してご利用いただけるよう、営業中の定期的な水質検査や浴場配管設備の清掃を徹底いたします。また、施設の経年劣化に伴い設備の維持管理が重要となりますので、今まで以上に店舗設備のメンテナンスにも注力し、安心かつ安全で清潔な施設運営に努めてまいります。

(4) 新形態の温浴施設の開発

当社がこれまでに蓄積してまいりました温浴施設を核とした店舗開発・運営に関するノウハウを活かすことに加え、様々な業態とのコラボレーションや従来の郊外型施設とは異なる“都市型温浴施設”など、これまでの形態や立地にとらわれ過ぎることなく、より魅力的な付加価値の高い施設開発を国内外で展開することに積極的に取り組んでまいります。

(5) 子会社等の経営

中国での事業展開を統括する会社「Gokurakuyu China Holdings Limited（中国語名：極楽湯中国控股有限公司）」を香港に設立し、その過半数を当社が保有しています。今後は、事業パートナーと中国でスピード感をもって新規出店をできるよう努めてまいります。

今後も当社ブランド力の向上及び当社グループ業績への貢献を図るために、中国における事業展開を円滑に推進し、適正かつ安定的な経営を行ってまいります。

(6) 株式会社の支配に関する基本方針について

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、又は向上させることを目的とし、当社取締役会の事前の賛同を得ずに行われる当社株式等の大規模な買付行為に対する対応策（以下、「旧プラン」という。）を平成18年5月26日の取締役会において導入しておりますが、平成25年12月20日の取締役会において、更新（以下、「本プラン」という。）しております。

[当社の株主共同の利益の確保及び向上に関する取組み]

当社は、「人と自然を大切に思い、人の心と体を『癒』すことにより、地域社会に貢献することで、自己の確立と喜びを感じる企業でありたい」という経営理念のもと、「極楽湯」という大規模温浴施設を全国的に展開し、「極楽湯」が地域社会における新しいコミュニティーシンボルとして、多くのお客様に高水準の「健康」と「癒し」を提供し続けることを目指し、事業展開を行なってまいります。

具体的には、以下の5項目を基本方針として策定しております。

1. 温浴施設「極楽湯」「RAKU SPA」において、時代の変化や顧客ニーズを的確に捉えた、質の高いサービスを提供することで、顧客満足を高め、企業としての適切な利益を安定的に獲得する
2. あらゆるステークホルダーを重視した経営を行い、その健全な関係の維持・発展に努める
3. 各地域の文化や慣習を尊重し、地域に根ざした企業活動を通じて、経済・社会の発展に貢献する
4. 「開かれた企業経営体質」を基本に、危機管理体制の構築と法令遵守を徹底する
5. ホスピタリティ、チャレンジ精神、経営マインドを持った人材を育成する

上記の経営理念のもと、スーパー銭湯のパイオニアとして確立してきたビジネスモデルを持つ当社を運営するにあたっては、“お風呂”を日本の文化と捉え、その文化を継承・発展させていくことに対する真摯な気持ち、温浴事業に対する高度な専門知識や豊富な経験、並びに当社をとりまくあらゆるステークホルダーとの間に築かれた信頼関係が不可欠であり、このような様々な要素が、当社の企業価値の源泉となるとともに、株主の皆様の共同利益を図っているものと考えております。

当社取締役会は、当社における上記のような事情を踏まえ、当社株式等の大規模な買付行為が行われた場合に、株主の皆様が対応方法を検討するために十分な時間と情報を確保することができるよう、合理的なルールを設定させていただくことが、株主共同の利益に資すると考え、本プランを導入いたしました。

[本プラン継続目的]

当社は、上場会社として、当社株式の売買は原則として市場における株主及び投資家の皆様の判断に委ねるべきものであると考えており、当社株式を取得することにより当社の経営支配権を獲得しようとする者に対して当社株式の売却を行うか否かについても、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断によるものと考えております。また、当社は、特定の株主のグループが当社の経営支配権を取得することになったとしても、そのこと自体により直ちに株主共同の利益が害されるということはなく、反対に、それが結果的に当社の株主共同の利益の最大化

に資することもあり得るため、そのような場合であれば、特定の株主のグループが当社の経営支配権を取得することを拒むものではありません。

しかしながら、当社株式を大規模に買付け、当社の経営支配権を獲得しようとする者の中には、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて、高値で株式等を会社関係者に引き取らせる目的で買付けを行う者（いわゆるグリーンメイラー）等典型的に濫用目的を持って当社株式を取得しようとしていると考えられる者や、最初の買付けで全株式の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付けを行うことにより、当社株主の皆様が事実上売却を強要しようとする者（いわゆる二段階強圧的買収）等が含まれていることも考えられます。また、前記のような、株主共同の利益を害する態様による買付行為に当たらない場合であっても、ある程度の経営支配権の移動が生じ得る場面において、ある買付行為に応じて当社株式を売却するか否かの決断を株主の皆様がするにあたっては、必要十分な情報の提供と一定の検討期間が与えられた上で熟慮に基づいた判断（インフォームド・ジャッジメント）を行うことができるような態勢を確保することが、株主共同の利益に資するものと考えます。

当社は、当社が把握している直近の当社株主名簿及び当社が現時点において受け取っている大量保有報告書及び変更報告書において、当社の経営支配権を獲得しようとしているか否かに関わらず、本プランの適用の可能性があるような当社株式を大規模に買付け、又は買付けようとする者の存在を特に認識しておりませんが、将来において、そのような者が登場することはあり得るところであると考えます。そこで、前記のような観点から、株主共同の利益を害することが明白な買付行為から当社の株主共同の利益を保護し、かつ、当社の株主の皆様が、経営支配権の移動が生じ得る場面において、ある買付行為に応じて当社株式を売却するか否かを判断するにあたってインフォームド・ジャッジメントを行うことができるよう、旧プランの内容を一部変更し、本プランとして継続するものであります。

[本プランの内容]

< 本プラン適用の要件 >

本プランは、特定株主グループ(注)1の議決権割合(注)2を20パーセント以上とすることを目的とする当社株券等(注)3の買付行為又は結果として特定株主グループの議決権割合が20パーセント以上となるような買付行為（以下、総称して「大規模買付行為」といいます。なお、当社取締役会が事前に賛同の意思を表明した買付行為については、これには当たらないこととします。）に対して、適用されるものとします。

本プランが適用される場合、大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）は、本プランに定められた大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を遵守しなければならないものとします。

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。

(注)1「特定株主グループ」とは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、又は当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味し、以下同じとします。

(注)2「議決権割合」とは、特定株主グループが、前記(注)1の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）をいい、特定株主グループが、前記(注)1の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいい、以下同じとします。

(注)3「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味し、以下同じとします。

< 大規模買付ルールの内容 >

(a . 必要十分な情報の提供)

大規模買付ルールが適用される場合、大規模買付者は、まず、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大規模買付者の行う大規模買付行為（以下「買付提案」といいます。）の概要並びに大規模買付ルールを遵守する旨を記載した意向表明書を当社取締役会に提出しなければならないものとします。

当社取締役会がかかる意向表明書を受領した後5営業日以内に、大規模買付者に対し当社取締役会が大規模買付者に提出を求める、大規模買付者自身及び買付提案に係る情報（以下「必要情報」といいます。）を以下の1乃至6に規定する大項目からなるリスト（以下「必要情報リスト」といいます。）として交付します。大規模買付者は、必要情報リストに記載された必要情報を書面にて当社取締役会に提出しなければならないものとします。

当社取締役会は、提出を受けた必要情報のうち、株主の皆様のインフォームド・ジャッジメントに資するものと判断した情報については、適宜、当社取締役会が適当であると判断する方法により、これを株主の皆様に開示するものとします。

- 1．大規模買付者及びそのグループに関する事項
- 2．当社株券等の取引状況
- 3．買付提案の買付条件
- 4．当社株券等の取得対価の算定根拠
- 5．資金の裏付け
- 6．当社株券等を取得した後の経営方針及び事業計画等

当社取締役会は、弁護士、公認会計士及び投資銀行等の公正な外部専門家の意見も参考にして必要情報を精査し、大規模買付者から提出された必要情報が必要情報リストの要件を満たすものであり、かつ、株主の皆様のインフォームド・ジャッジメントのために必要十分なものとなっているか否かについて判断するものとします。

当社取締役会は、大規模買付者から提出された必要情報が必要情報リストの要件を満たすものであり、かつ、株主の皆様のインフォームド・ジャッジメントのために必要十分なものとなっていると判断した場合、速やかに、必要情報の提供があった旨を取締役会が適当であると判断する方法により公表するとともに大規模買付者に対し通知し、かかる公表を行った日をもって、検討期間の開始日（以下「検討期間開始日」という。）とします。

これに対し、当社取締役会は、大規模買付者から提出された必要情報が、必要情報リストの要件を満たしていないと判断した場合、又は、株主の皆様のインフォームド・ジャッジメントのために必要十分なものとなっていないと判断した場合、大規模買付者に対して、必要情報リストの要件を満たすために改めて提出することが必要な情報及び株主の皆様のインフォームド・ジャッジメントのために必要な情報（以下、総称して「必要的追加情報」といいます。）を提出するよう大規模買付者に求めることができるものとします。この場合、当社取締役会が、大規模買付者により、かかる必要的追加情報の提出がなされたと判断した場合、当社取締役会が適当であると判断する方法により公表することとし、かかる公表を行った日をもって検討期間開始日とするものとします。

なお、大規模買付者から提出された必要情報又は必要的追加情報に、重大な虚偽の記載が含まれていた場合には、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合と同様の措置をとることができるものとします。

（b．検討期間）

大規模買付者は、前記の検討期間開始日を起算日として、当社取締役会が、買付者からの情報を検討した上、場合によっては買付提案に対する代替案を提示し、又は、株主の皆様が買付提案に応じて当社株券等を売却するか否かのインフォームド・ジャッジメントを行うための期間として、一定の検討期間を設けなければならないものとします。

大規模買付者は、かかる検討期間の末日の翌日から、大規模買付行為を開始することができるものとします。

具体的な検討期間については、買付提案の評価等の難易に応じ、以下のとおりとします。但し、当社取締役会は、大規模買付者及び買付提案の内容に照らし、検討期間を以下の(イ)又は(ロ)の期間よりも短縮することが妥当であると判断した場合、当社取締役会の裁量により、検討期間を短縮することができるものとします。

(イ) 現金(円貨)のみを対価とする、当社の発行済全株式を対象とする公開買付け：60日間

(ロ) 前記(イ)以外の全ての大規模買付行為：90日間

（c．買付提案が変更された場合）

検討期間開始日以降に、買付提案に重要な変更があった場合（かかる変更後の買付提案を、以下「変更買付提案」といいます。）、当社取締役会は、弁護士、公認会計士及び投資銀行等の公正な外部専門家の意見も参考にして、変更買付提案が変更前の買付提案と比較して当社又は株主の皆様にとって実質的に不利益なものでないか否かを判断するものとします。

当社取締役会が、変更買付提案が変更前の買付提案と比較して当社又は株主の皆様にとって実質的に不利益なものであると判断した場合、大規模買付者は、変更買付提案に係る必要情報（変更前の買付提案と比較して実質的に不利益となった部分に係る必要情報に限るものとします。）を当社に対して提出しなければならず、当社取締役会が変更買付提案の提出があった旨を公表した日を新たな検討期間開始日として、前記b.に従った検討期間を設けなければならないものとします。

これに対し、当社取締役会が、変更買付提案が変更前の買付提案よりも当社又は株主の皆様にとって実質的に不利益なものではないと判断した場合、従前の検討期間開始日を起算点とした検討期間が引き続き存続するものとします。

（d. 大規模買付ルールが遵守された場合）

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守して、必要情報（及び必要的追加情報）を提出し、かつ、検討期間の猶予を設けた場合には、当社取締役会は、大規模買付者又は買付提案が以下の各号に定めるいずれかに該当する場合でない限りは、仮に、当社取締役会が、買付提案に反対であったとしても、反対意思の表明、代替案の提示、株主の皆様に対する説得行為等を行うにとどめ、本プランに定める対抗措置の発動は行わないものとします。

真に当社の会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、当社株式の株価を釣り上げて高値で当社株券等を当社の関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）

当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者又は特定株主グループに移譲させる目的で大規模買付行為を行っている場合

当社の経営を支配した後に当社の資産を大規模買付者や特定株主グループの債務の担保や弁済原資として流用する予定で大規模買付行為を行っている場合

当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で大規模買付行為を行っている場合

最初の買付けで全株式の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしない）で設定し、買付けを行うことにより、株主の皆様にも事実上 売却を強要する結果となっている場合（いわゆる二段階強圧的買収）

（e. 対抗措置の発動）

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合、又は、ルールを遵守した場合でも、当社取締役会が、弁護士、公認会計士及び投資銀行等の公正な外部専門家の意見も参考にして、大規模買付者若しくは買付提案が、前項d.の 乃至 のいずれかに該当する場合、当社取締役会の決議により、直ちに対抗措置を発動することができるものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要、前項d.の 乃至 のいずれかに該当すると判断した事由及びその他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

（f. 対抗措置の内容）

当社取締役会は、対抗措置として、新株予約権の無償割当てをはじめとし、その時点の法令及び当社定款が当社取締役会の権限として認める行為を行います。具体的な対抗措置の種類及びその条件については、その時点で相当と認められるものを選択します。

但し、当社取締役会は、対抗措置の発動後であっても、大規模買付者が必要十分な必要情報の提供を行ったこと又は買付提案を変更したこと等により、大規模買付行為が、当社の株主共同の利益の向上に資するものとなったと判断した場合、並びに、大規模買付者が大規模買付行為を撤回したことにより、対抗措置の発動の必要がなくなった場合等には、法令により許容される方法により、対抗措置をとり止めることができるものとします。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てが行われる場合に株主の皆様にも割当てられる新株予約権の概要は、以下のとおりとします。

[新株予約権の概要]

対抗措置として、新株予約権の無償割当てが行われる場合に株主の皆様にも割当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の概要は以下の各号に規定するとおりです。なお、以下の各号に規定する概要は、本新株予約権の割当てが行われる際の状況により、変更されることがあるものとします。

本新株予約権の割当ての対象となる株主等

当社取締役会は、本新株予約権の割当てを決定した場合、直ちに、会社法第124条に基づく基準日（以下「割当基準日」といいます。）の設定を行います。かかる基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式1株につき1個の割合で本新株予約権を割当てます。

本新株予約権の総数

割当基準日における最終の発行済株式総数から、同日において、当社の保有する自己株式を除いた数を上限とします。

本新株予約権の割当てが効力を生じる日

本新株予約権の割当てが効力を生じる日については、当社取締役会にて別途定めるものとします。

本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は1株とします。但し、当社が株式の分割又は併合等を行う場合には、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議によって定める調整式による調整を行うものとします。

本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

本新株予約権の行使により交付される当社普通株式1株あたりの払込金額は1円以上で当社取締役会が定める額とします。

本新株予約権の行使条件

大規模買付者及びその特定株主グループ並びに大規模買付者及びその特定株主グループから当社取締役会の承認を得ずに本新株予約権を取得又は承継した者は、本新株予約権を行使できないものとします。

本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認を要するものとします。

本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める日を初日とし、2か月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める期間とします（以下「行使期間」といいます。）。但し、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終日とします。

本新株予約権の取得条項

本新株予約権には、行使期間開始日前日までの当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当社が、全ての本新株予約権を無償で取得することができる旨の条項（取得条項）を付する場合があります。

また、本新株予約権には、一定の事由が生じたことを条件として、当社が、当社普通株式を取得対価として本新株予約権を取得することができる旨の条項（取得条項）を付する場合があります。

本新株予約権に係る新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、新株予約権者の請求がある場合に限り発行するものとします。

その他

その他必要な事項については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定めるものとします。

[株主及び投資家の皆様に与える影響等]

<本プランの導入時において株主及び投資家の皆様に与える影響>

本プランは、導入時点において新株予約権の無償割当て等を行うものではありませんので、導入時点において株主及び投資家の皆様の権利関係に影響はございません。

<対抗措置の発動時において株主及び投資家の皆様に与える影響>

対抗措置の発動として、本新株予約権の割当てがなされた場合には、割当基準日の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対して、その保有株式数に応じて本新株予約権が割当てられることとなります。

割当てを受けた株主様が、所定の権利行使期間内に、権利行使のために必要な行為を取らなかった場合、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により議決権比率が低下することとなります（但し、当社普通株式を取得対価とした取得条項に基づく取得の結果として当社普通株式が交付される場合には、こうした議決権比率の低下は生じないこととなります。）。

なお、当社は、本プランにおける対抗措置の発動に係る手続きの過程において、株主の皆様に必要な情報を開示しますが、本新株予約権無償割当て決議がなされた場合、及び本新株予約権無償割当てを実施したにもかかわらず

ず、例えば、大規模買付者が買付を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日前日までに、当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償で本新株予約権を取得する場合には、1株当たりの株式の価値の希薄化が生じることを前提にして売却等を行った株主の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

< 対抗措置の発動時において株主の皆様に必要な手続 >

対抗措置の発動として、無償割当てによる本新株予約権の割当てがなされる場合、前記のとおり、割当基準日を公告し、割当基準日における株主の皆様には本新株予約権が無償にて割当てられますので、株主の皆様におかれましては、速やかに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります（証券保管振替機構をご利用の株主様については、名義書換手続は不要です。）。新株予約権の無償割当てにおいては、株主の皆様の申込みの手続は不要であり、割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者になられます。

なお、対抗措置として、株主割当てによる新株予約権の発行がなされる場合は、当社又は当社の証券代行事務会社より、割当基準日現在の株主の皆様に対して、新株予約権申込書が送付されます。新株予約権の割当てを希望される株主の皆様は、新株予約権申込書に必要な事項を記入の上で申し込み、新株予約権証券を受け取り、新株予約権を行使していただくことになります。

[その他]

・本プランは、買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足しております。

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しています。また、平成20年6月30日付の経済産業省企業価値研究会「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」も踏まえた内容になっています。

・本プランは、デッドハンド型及びスローハンド型買収防衛策ではありません。

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期を2年としておりますが、当該任期につきましては期差任期制を採用していないため、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

・本プランの有効期限、継続及び改廃

本プランは、当社取締役会において、本プランを継続するか否か及び継続とした場合その内容について検討し、決定することといたします。有効期限は、発効から最長3年とし平成28年12月20日までに開催予定の当社取締役会終結の時までとします。

また、本プランは、当社取締役会において継続が決議された後であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、本プランの変更を行うことがあります。このように、本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合、当社取締役会は、その内容につきまして速やかに開示いたします。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、当社が上場する金融商品取引所の規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様にも不利益を与えない場合には、本プランを修正または変更する場合があります。

4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 出店計画について

当社の直営店は基本的に土地を購入せず、土地の有効活用を考える地主等から、定期借地権を設定して賃借する型を取っております。その賃貸借期限が切れた場合もしくは中途解約する場合は原則として、建物を撤去し、現状復帰して返却する必要があり、その現状復帰費用は当社負担となりますので、資産除去債務を計上しているものの、中途解約等により予期せぬ費用が発生した場合には業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 法的規制等について

当社はスーパー銭湯を開業するに際して、公衆浴場法のほか、食品衛生管理法、建築基準法等の法令並びに地方自治体の条例、各種行政指導による規制を受けます。当社はこれらの法令等の遵守を徹底しており、当局に対して十分に事前打合せや問合せを行っておりますが、万が一、営業許可が下りなかった場合、もしくは承認が長引いた場合は出店計画の修正を余儀なくされ、また既存店舗で法令違反が起きた場合は営業停止等の行政処分によって業績に大きな影響があると予想されます。また、これら規制が強化された場合、当社が負担するコストが上昇し業績に悪影響が及ぶ可能性があります。

(3) 水質管理について

公衆浴場において最も大切なものとして浴槽内の水質管理が挙げられます。昨今は、温浴施設でのレジオネラ属菌による事故も発生していることもあり、当社では誰もが安全に入浴できるよう徹底した水質検査に努めております。具体的には従業員が各浴槽を一時間毎に巡回し目視及び検査試薬による水質検査を実施し絶えず安全を確認しておりますが、万が一、レジオネラ属菌による事故等が起こった場合、「極楽湯」としてのブランドが低下し、来店客数が減少する恐れがあります。また、営業停止処分が解除された後も評判が回復するまで時間を要したり、十分に回復しない恐れがあります。

(4) 店内で提供する飲食について

当社は、店内に飲食スペースを設けており、食品衛生管理法の規制対象として管轄保健所から営業許可を取得しております。定期的な衛生検査等食品衛生管理の遵守を心掛けており、安心安全な食材を提供することを徹底しておりますが、万が一、食中毒が発生した場合は営業停止等の行政処分によって業績に悪影響が及ぶ可能性があります。

(5) 管理体制について

小規模組織にて運営しておりますが、内部管理体制もこのような規模に応じたものとなっております。今後は事業の拡大に備えて人材の確保・育成に一層の充実を目指しておりますが、人材等の充実が適切かつ十分に進まなかった場合、或いは既存の人材が流出した場合は当社の業務執行に支障が生じる可能性があります。

(6) その他店舗運営について

当社の店舗運営は関係法令に則り、また従業員全員への店舗運営マニュアルによる指導・教育を徹底し、厳格に管理体制を強化しておりますが、厨房機器取扱い及び車両運転等での事故のリスクが存在します。これらのリスクに対しては、従業員の指導・教育により発生を予防するとともに必要な保険措置を行うことで、業績への影響を軽減しております。また、大規模な自然災害が発生した場合は、人材、商品、電力の確保に影響が生じ、店舗運営に支障をきたすリスクが依然として存在します。また、電気、ガス、水道、電話などのライフラインが広範囲にわたって長期的に機能停止になった場合は、営業時間の短縮や休業などにより、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(7) 顧客情報管理について

当社グループは会員に対して各種サービスを提供していることから、恒常的に顧客の機密情報管理には徹底した社員教育と守秘義務の認識を醸成し、顧客情報の漏洩防止に努めております。また、外注先企業の社員に対しても当社社員同様厳しく指導しておりますが、万が一、顧客情報が外部に漏れた場合には顧客からのクレームを受け、或いは損害賠償請求を受ける可能性があります。かかる場合には、信用失墜による来店客数の減少等により業績に悪影響が及ぶ可能性があります。

(8) F C加盟店における不祥事及び経営状態について

当社グループは、F C加盟店とフランチャイズ契約を締結することにより「極楽湯」ブランドでの店舗運営を認めておりますが、F C加盟店の不祥事等によって、直営店及び他のF C加盟店に対するお客様の信頼が失墜し、当社店舗全体の来店客数が減少する恐れがあります。加えて、フランチャイズ契約先の経営状態により、さまざまな取引における債権の回収ができない可能性があります。

(9) 海外への事業展開に係わるリスク

当社グループが海外に事業を展開する場合、店舗の建築費等多額の初期投資が必要となるとともに稼働開始まで時間を要する場合があります。また、海外への事業展開では、法律や税制上の諸規制の変更、未整備な社会制度・社会基盤、その他の経済的、社会的、政治的な事情等に起因する事業活動に対する障害が顕在化するリスクが内在し、これらの問題が発生した場合、海外における事業活動に支障をきたし、当社グループの業績又は財務状況に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループの連結財務諸表作成にあたっては、海外連結子会社の財務諸表を円換算しており、為替レートが変動した場合、当社グループの業績又は財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 電気料金等の上昇について

電気料金等、エネルギーに係る費用は著しく変動する可能性があります。これらのエネルギーコストの増大により、当社グループがサービス提供に必要な設備等の維持運用に係る費用が増加することで、当社グループの財政状態や経営成績に悪影響を与える可能性があります。

(11) シンジケートローンによる資金調達に伴う財務制限条項への抵触に伴うリスク

当社が締結しておりますシンジケートローン契約には財務制限条項が定められております。

シンジケートローンによる資金調達においては、純資産の維持及び利益の維持に関する財務制限条項が付されており、これに抵触した場合には、利率の上昇や期限の利益の喪失等、当社の業績及び資金繰りに影響を及ぼす可能性があります。

財務制限条項の内容については、「第5 経理の状況 1.連結財務諸表等〔注記事項〕（連結貸借対照表関係）」及び「第5 経理の状況 2.財務諸表等〔注記事項〕（貸借対照表関係）」に記載のとおりですが、当連結会計年度末日において、当社は当該財務制限条項に抵触しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

会社分割による持株会社体制への移行

当社は、平成28年5月13日開催の取締役会において、平成29年1月1日を効力発生日として会社分割方式による持株会社体制への移行に加え、それに伴う温浴事業を当社の100%子会社に承継させる会社分割を決議し、平成28年6月29日開催の当社定時株主総会において承認されました。

詳細は、「第5 経理の状況 1.連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象) 3.会社分割による持株会社体制への移行及び商号変更について」に記載のとおりであります。

6 【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

当社グループは、この連結財務諸表の作成にあたって、有価証券の減損、減価償却資産の耐用年数の設定、税効果会計等に関して、過去の実績や当該取引の状況に応じて、合理的と考えられる見積り及び判断を行い、その結果を資産・負債や収益・費用の金額に反映して連結財務諸表を作成しておりますが、実際の結果は見積りによる不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

資産

当連結会計年度末における総資産は、18,833百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,447百万円増加しました。これは主に、現金及び預金が1,833百万円、建物及び構築物（純額）が1,365百万円、工具、器具及び備品（純額）が248百万円増加し、建設仮勘定が1,122百万円減少したことによるものであります。

負債

負債合計は11,970百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,605百万円の増加となりました。これは主に、短期借入金が600百万円、長期借入金が250百万円、未払金が427百万円増加したことによるものであります。

純資産

純資産合計は6,863百万円となり、前連結会計年度末に比べ842百万円の増加となりました。これは主に、利益剰余金が312百万円、非支配株主持分が543百万円増加したことによるものであります。また、自己資本比率につきましては、26.6%となりました。

(3) 経営成績の分析

売上高

当連結会計年度における売上高の概況は「1 業績等の概要(1)業績」をご参照ください。

売上原価、販売費及び一般管理費

当連結会計年度の売上原価は12,528百万円で前連結会計年度に比べ1,647百万円の増加となり、販売費及び一般管理費は1,152百万円で前連結会計年度末に比べ168百万円の増加となりました。

営業利益

上記の結果、当連結会計年度の営業利益が448百万円となりました。

営業外損益

当連結会計年度の営業外収益は155百万円で前連結会計年度に比べ22百万円の増加となり、営業外費用は258百万円で前連結会計年度に比べ143百万円の増加となりました。

営業外収益は主に協賛金収入70百万円及び受取家賃19百万円によるものであります。営業外費用は主に支払利息104百万円によるものであります。

特別損益

当連結会計年度の特別利益は125百万円で前連結会計年度に比べ26百万円の減少となり、特別損失は9百万円で前連結会計年度に比べ8百万円の増加となりました。

特別利益は主に固定資産売却益77百万円によるものであります。特別損失は主に固定資産除却損5百万円によるものであります。

法人税等

当連結会計年度の法人税等は、84百万円となりました。

(4) 資金の源泉及び流動性

キャッシュ・フロー分析

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの概況については、「1 業績等の概要(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

資金需要

当社グループの資金需要は、主に新規出店の設備資金であります。

財務政策

当社グループの出店資金につきまして、自己資金または金融機関からの借入にて資金調達をしております。金融機関からの資金調達につきましては、安定的かつ低利を前提としながら、将来の金融情勢の変化等も勘案してバランスのとれた調達を実施しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループにおける当連結会計年度の設備投資は、店舗設備に関するものを中心に全体で2,780,419千円の投資を実施いたしました。

また、当連結会計年度において大和橿原店を売却しております。

なお、当社グループは、温浴事業ならびにこれらの付帯事業の単一事業であるため、セグメントに関連づけた説明は記載しておりません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)	
			建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース資産		合計
極楽湯 宇都宮店 (栃木県宇都宮市)	日本	温浴施設	28,809	4,150	()		32,959	3(21)
極楽湯 彦根店 (滋賀県彦根市)	日本	温浴施設	419,120	26,410	()		445,531	4(26)
極楽湯 幸手店 (埼玉県幸手市)	日本	温浴施設	88,299	2,838	()		91,138	4(33)
極楽湯 柏店 (千葉県柏市)	日本	温浴施設	110,712	19,029	()		129,742	6(36)
極楽湯 堺泉北店 (大阪府堺市)	日本	温浴施設	8,397	3,682	()		12,079	2(15)
極楽湯 茨木店 (大阪府茨木市)	日本	温浴施設	207,130	13,986	()		221,117	4(13)
極楽湯 和光店 (埼玉県和光市)	日本	温浴施設	210,186	30,891	()		241,077	6(47)
極楽湯 金沢野々市店 (石川県野々市市)	日本	温浴施設	80,047	10,680	()		90,728	2(24)
極楽湯 横浜芹が谷店 (神奈川県横浜市港南区)	日本	温浴施設	311,814	37,545	()		349,360	6(48)
極楽湯 豊橋店 (愛知県豊橋市)	日本	温浴施設	254,817	21,300	()		276,118	3(34)
極楽湯 青森店 (青森県青森市)	日本	温浴施設	134,210	8,212	()		142,423	3(24)
極楽湯 多摩センター店 (東京都多摩市)	日本	温浴施設	195,077	18,473	()		213,550	4(43)
極楽湯 福井店 (福井県福井市)	日本	温浴施設	266,939	12,875	()		279,814	3(24)
極楽湯 津店 (三重県津市)	日本	温浴施設	249,553	16,117	()		265,671	5(31)
極楽湯 宮崎店 (宮崎県宮崎市)	日本	温浴施設	362	383	()		745	3(25)
極楽湯 三島店 (静岡県三島市)	日本	温浴施設	294,004	22,681	()		316,686	5(38)
極楽湯 千葉稲毛店 (千葉県千葉市稲毛区)	日本	温浴施設	19,106	18,186	()		37,292	3(30)
極楽湯 吹田店 (大阪府吹田市)	日本	温浴施設	101,930	14,684	()		116,615	5(34)
極楽湯 上尾店 (埼玉県上尾市)	日本	温浴施設	372,505	19,652	182,051 (5,142.43)		574,209	4(35)
極楽湯 奈良店 (奈良県奈良市)	日本	温浴施設	5,207	1,483	()		6,691	2(20)
極楽湯 水戸店 (茨城県水戸市)	日本	温浴施設	854,365	33,333	()		887,698	4(38)
RAKU SPA鶴見 (神奈川県横浜市鶴見区)	日本	温浴施設	1,700,416	105,395	()		1,805,812	6(93)
極楽湯 浜松佐鳴台 (静岡県浜松市南区)	日本	温浴施設	20,974	3,020	()		23,994	3(17)
温浴施設合計			5,933,990	445,017	182,051 (5,142.43)		6,561,060	90(749)

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 現在休止中の設備は浜松佐鳴台店となり、店舗改装をしております。なお、柏店、堺泉北店、金沢野々市店、青森店、多摩センター店、宮崎店、奈良店については減損処理後の帳簿価額を記載しております。

3 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

(2) 在外子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
				建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース資産	その他	合計	
極楽湯(上海) 沐浴股份有限公司	碧雲温泉 館(中国上 海市)	中国	温浴施設	1,642,898	118,701	()		10,491	1,772,090	199
極楽湯(上海) 沐浴管理有限 公司	金沙江温 泉館(中国 上海市)	中国	温浴施設	1,655,215	101,039	()		369	1,756,624	198

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月
				総額 (千円)	既支払額 (千円)			
極楽湯(武漢) 沐浴有限公司	未定 (中国武漢市)	中国	温浴施設	1,509,668	64,291	自己資金及び借入金	平成27年10月	未定

(注) 極楽湯(武漢)沐浴有限公司の決算日は12月のため本連結決算上、未竣工の扱いとなります。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	54,600,000
計	54,600,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成28年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年6月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	14,142,600	14,142,600	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株であります。 株主としての権利内容に制限のな い、標準となる株式。
計	14,142,600	14,142,600		

(注) 提出日現在の発行数には、平成28年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

第12回 新株予約権

(会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストックオプションに係るもの)

株主総会の特別決議日(平成22年6月29日)(平成22年6月29日取締役会決議)		
	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,562	1,562
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	156,200	156,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	260	同左
新株予約権の行使期間	平成24年6月30日 ～平成28年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 300円 資本組入額 150円	同左
新株予約権の行使の条件	当社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位を失った後も、一定要件に該当する場合を除き、これを行使することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

2 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により新株予約権の行使により発行する株式の数を調整いたします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価格}}{\text{調整後発行価格}}$$

3 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により権利行使価格を調整いたします。

$$\text{調整後発行価格} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価格} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価格}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

第13回 新株予約権

(会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストックオプションに係るもの)

株主総会の特別決議日(平成23年6月29日)(平成23年6月29日取締役会決議)		
	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	5,561	5,561
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	556,100	556,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	205	同左
新株予約権の行使期間	平成25年6月30日 ~平成29年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 212円 資本組入額 106円	同左
新株予約権の行使の条件	当社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位を失った後も、一定要件に該当する場合を除き、これを行わせることができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

2 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により新株予約権の行使により発行する株式の数を調整いたします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価格}}{\text{調整後発行価格}}$$

3 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により権利行使価格を調整いたします。

$$\text{調整後発行価格} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価格} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価格}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

第14回 新株予約権

(会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストックオプションに係るもの)

株主総会の特別決議日(平成24年6月28日)(平成24年6月28日取締役会決議)		
	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	6,735	6,735
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	673,500	673,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	228	同左
新株予約権の行使期間	平成26年7月1日 ~平成30年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 233円 資本組入額 117円	同左
新株予約権の行使の条件	当社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位を失った後も、一定要件に該当する場合を除き、これを行使することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

2 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により新株予約権の行使により発行する株式の数を調整いたします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価格}}{\text{調整後発行価格}}$$

3 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により権利行使価格を調整いたします。

$$\text{調整後発行価格} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価格} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価格}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

第15回 新株予約権

(会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストックオプションに係るもの)

株主総会の特別決議日(平成25年6月26日)(平成25年6月26日取締役会決議)		
	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	4,470	4,470
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	447,000	447,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	311	同左
新株予約権の行使期間	平成27年7月1日 ~平成31年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 328円 資本組入額 164円	同左
新株予約権の行使の条件	当社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位を失った後も、一定要件に該当する場合を除き、これを行わせることができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

2 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により新株予約権の行使により発行する株式の数を調整いたします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価格}}{\text{調整後発行価格}}$$

3 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により権利行使価格を調整いたします。

$$\text{調整後発行価格} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価格} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価格}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2013年度株式報酬型

(会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストックオプションに係るもの)

株主総会の特別決議日(平成25年6月26日)(平成25年6月26日取締役会決議)		
	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	618	618
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	61,800(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成28年7月13日 ~平成45年7月12日(注)3	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 267円 資本組入額 134円(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)8	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9	同左

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。
 なお、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- 2 新株予約権行使に際して出資される財産の価額
 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という)
 平成25年7月12日
- 4 新株予約権の払込金額の算定方法およびその払込の方法
 各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額(公正価額)とする。
 なお、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、新株予約権者が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。したがって、新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しない。
- 5 新株予約権行使の条件
 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、割当日の翌日から3年を経過する日まで原則として新株予約権を行使できないものとする。
 上記に関わらず任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社の取締役の地位を喪失した場合(かかる地位の喪失を以下「退任」という。)は、原則として退任の日から5年以内に新株予約権を行使しなければならない。行使期間については、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間を超えることはできない。
 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる(当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。)。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、下記の新株予約権割当契約書に定めるところによる。
 その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- 6 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7 新株予約権の取得事由

当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合
会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令および諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

イ 会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合

ロ 当社の取締役を解任された場合

ハ 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合

ニ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合

ホ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合

ヘ 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合

上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部を買入れ、または無償で取得することができるものとする。

8 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

9 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

以下の 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

存続会社（吸収合併の場合）または新設会社（新設合併の場合）

当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社（吸収分割の場合）または新設分割により設立する株式会社（新設分割の場合）

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

株式交換をする株式会社の発行株式数の全部を取得する株式会社または株式移転により設立する株式会社

10 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

第16回 新株予約権

(会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストックオプションに係るもの)

株主総会の特別決議日(平成26年6月26日)(平成26年6月26日取締役会決議)		
	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	5,185	5,180
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	518,500	518,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	430	同左
新株予約権の行使期間	平成28年7月1日 ~平成32年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 456円 資本組入額 228円	同左
新株予約権の行使の条件	当社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位を失った後も、一定要件に該当する場合を除き、これを行することができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

2 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により新株予約権の行使により発行する株式の数を調整いたします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価格}}{\text{調整後発行価格}}$$

3 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により権利行使価格を調整いたします。

$$\text{調整後発行価格} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価格} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価格}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2014年度株式報酬型

(会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストックオプションに係るもの)

株主総会の特別決議日(平成26年6月26日)(平成26年6月26日取締役会決議)		
	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	451	451
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	45,100(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成29年7月12日 ~平成46年7月11日(注)3	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 366円 資本組入額 183円(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)8	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9	同左

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。
 なお、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- 2 新株予約権行使に際して出資される財産の価額
 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という)
 平成26年7月11日
- 4 新株予約権の払込金額の算定方法およびその払込の方法
 各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額(公正価額)とする。
 なお、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、新株予約権者が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。したがって、新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しない。
- 5 新株予約権行使の条件
 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、割当日の翌日から3年を経過する日まで原則として新株予約権を行使できないものとする。
 上記に関わらず任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社の取締役の地位を喪失した場合(かかる地位の喪失を以下「退任」という。)は、原則として退任の日から5年以内に新株予約権を行使しなければならない。行使期間については、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間を超えることはできない。
 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる(当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。)。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、下記の新株予約権割当契約書に定めるところによる。
 その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- 6 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7 新株予約権の取得事由

当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合

会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令および諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

イ 会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合

ロ 当社の取締役を解任された場合

ハ 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合

ニ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合

ホ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合

ヘ 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合

上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部を買入れ、または無償で取得することができるものとする。

8 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

9 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

以下の 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社（吸収分割の場合）または新設分割により設立する株式会社（新設分割の場合）

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

株式交換をする株式会社の発行株式数の全部を取得する株式会社または株式移転により設立する株式会社

10 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

第17回 新株予約権

(会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストックオプションに係るもの)

株主総会の特別決議日(平成27年6月25日)(平成27年6月25日取締役会決議)		
	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	6,490	6,400
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	649,000	640,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	551	同左
新株予約権の行使期間	平成29年7月1日 ~平成33年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 589円 資本組入額 295円	同左
新株予約権の行使の条件	当社の取締役、監査役、従業員又は顧問の地位を失った後も、一定要件に該当する場合を除き、これを行わせることができる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

2 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により新株予約権の行使により発行する株式の数を調整いたします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価格}}{\text{調整後発行価格}}$$

3 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により権利行使価格を調整いたします。

$$\text{調整後発行価格} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価格} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価格}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2015年度株式報酬型

(会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストックオプションに係るもの)

株主総会の特別決議日(平成27年6月25日)(平成27年6月25日取締役会決議)		
	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	364	364
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	36,400(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成30年7月11日 ~平成47年7月1日(注)3	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 463円 資本組入額 232円(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)8	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9	同左

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。
 なお、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- 2 新株予約権行使に際して出資される財産の価額
 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という)
 平成27年7月10日
- 4 新株予約権の払込金額の算定方法およびその払込の方法
 各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額(公正価額)とする。
 なお、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、新株予約権者が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。したがって、新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しない。
- 5 新株予約権行使の条件
 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、割当日の翌日から3年を経過する日まで原則として新株予約権を行使できないものとする。
 上記に関わらず任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社の取締役の地位を喪失した場合(かかる地位の喪失を以下「退任」という。)は、原則として退任の日から5年以内に新株予約権を行使しなければならない。行使期間については、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間を超えることはできない。
 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる(当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。)。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、下記の新株予約権割当契約書に定めるところによる。
 その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- 6 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7 新株予約権の取得事由

当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合

会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令および諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

イ 会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合

ロ 当社の取締役を解任された場合

ハ 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合

ニ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合

ホ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合

ヘ 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合

上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部を買入れ、または無償で取得することができるものとする。

8 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

9 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

以下の 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社（吸収分割の場合）または新設分割により設立する株式会社（新設分割の場合）

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

株式交換をする株式会社の発行株式数の全部を取得する株式会社または株式移転により設立する株式会社

10 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年6月29日 (注)1		11,529,000		2,032,626	500,000	1,679,226
平成25年4月1日～ 平成26年3月31日 (注)2	199,000	11,728,000	28,427	2,061,053	28,427	1,707,653
平成26年4月1日～ 平成27年3月31日 (注)2	1,942,900	13,670,900	289,705	2,350,759	289,705	1,997,359
平成27年4月1日～ 平成28年3月31日 (注)2	471,700	14,142,600	61,842	2,412,602	61,842	2,059,202

(注) 1 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものであります。

2 新株予約権(ストックオプション)の権利行使による増加であります。

(6) 【所有者別状況】

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		3	16	100	14	40	27,009	27,182	
所有株式数 (単元)		4,445	4,748	15,958	26,891	967	88,386	141,395	3,100
所有株式数 の割合(%)		3.14	3.36	11.29	19.02	0.68	62.51	100.00	

(注) 自己株式917,675株は、「個人その他」に9,176単元、「単元未満株式の状況」に75株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成28年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ハーベスト・プレミア・インベストメント・コーポレーション(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	6 SHENTON WAY DB S BUILDING TOWER ONE SINGAPORE 0 6 8 8 0 9	2,403	17.00
新川 隆丈	東京都世田谷区	659	4.67
アサヒビール株式会社	東京都墨田区吾妻橋1丁目23-1	500	3.54
株式会社恒成商事	宮城県多賀城市町前1丁目2-5	250	1.77
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命証券管理部内	230	1.63
工藤 剛	東京都目黒区上目黒1丁目26-1中 目黒アトラスタワー1503号室	228	1.61
カブドットコム証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目3番2号 経団連会館6階	220	1.56
極楽湯役員持株会	東京都千代田区麹町2丁目4麹町鶴屋 八幡ビル6階	218	1.54
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	204	1.44
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	190	1.34
計		5,105	36.10

(注) 上記のほか当社所有の自己株式917千株(6.49%)があります。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 917,600		株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,221,900	132,219	同上
単元未満株式	普通株式 3,100		同上
発行済株式総数	14,142,600		
総株主の議決権		132,219	

【自己株式等】

平成28年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社極楽湯	東京都千代田区麹町 二丁目4番地	917,600	-	917,600	6.49
計		917,600	-	917,600	6.49

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下の通りであります。

(平成22年6月29日定時株主総会決議)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役、従業員及び顧問に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成22年6月29日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成22年6月29日定時株主総会決議及び平成22年6月29日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	平成22年7月1日付与分 当社取締役 6名 当社監査役 3名 当社従業員及び顧問 124名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 第12回新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(平成23年 6月29日定時株主総会決議)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役、従業員及び顧問に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成23年 6月29日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成23年 6月29日定時株主総会決議及び平成23年 6月29日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	平成23年 7月 1日付与分 当社取締役 6名 当社監査役 3名 当社従業員及び顧問 127名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 第13回新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(平成24年 6月28日定時株主総会決議)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役、従業員及び顧問に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成24年 6月28日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成24年 6月28日定時株主総会決議及び平成24年 6月28日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	平成24年 6月28日付与分 当社取締役 6名 当社監査役 3名 当社従業員及び顧問 130名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 第14回新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(平成25年6月27日定時株主総会決議)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社社外取締役、監査役、従業員及び顧問に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成25年6月27日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成25年6月27日定時株主総会決議及び平成25年6月27日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	平成25年6月27日付与分 当社社外取締役 1名 当社監査役 3名 当社従業員及び顧問 132名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 第15回新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役（社外取締役を除く。）に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを、平成25年6月27日の定時株主総会において普通決議されたものであります。

決議年月日	平成25年6月27日定時株主総会決議及び平成25年6月27日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	平成25年6月27日付与分 当社取締役（社外取締役を除く。） 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 2013年度株式報酬型」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成26年 6 月26日定時株主総会決議)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社社外取締役、監査役、執行役員及び従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成26年 6 月26日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成26年 6 月26日定時株主総会決議及び平成26年 6 月26日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	平成26年 6 月26日付与分 当社社外取締役 1名 当社監査役 3名 当社従業員 135名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 第16回新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成26年 6 月26日取締役会決議)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役（社外取締役を除く。）に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを、決議されたものであります。

決議年月日	平成26年 6 月26日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	平成26年 6 月26日付与分 当社取締役（社外取締役を除く。） 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 2014年度株式報酬型」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成27年 6月25日定時株主総会決議)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社社外取締役、監査役、執行役員及び従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成27年 6月25日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成27年 6月25日定時株主総会決議及び平成27年 6月25日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	平成27年 6月25日付与分 当社社外取締役 1名 当社監査役 3名 当社執行役員及び従業員 129名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 第17回新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成27年 6月25日取締役会決議)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役（社外取締役を除く。）に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを、決議されたものであります。

決議年月日	平成27年 6月25日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	平成27年 6月25日付与分 当社取締役（社外取締役を除く。） 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 2015年度株式報酬型」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成28年6月29日定時株主総会決議)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社社外取締役、監査役、執行役員及び従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成28年6月29日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成28年6月29日定時株主総会決議及び平成28年6月29日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	平成28年6月29日付与分 当社社外取締役 2名 当社監査役 3名 当社執行役員及び従業員 131名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	643,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	544円(注)2
新株予約権の行使期間	平成30年7月1日から平成34年6月30日
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、本新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、100株とする。

また、新株予約権発行後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は、当該調整の時点で権利行使していない各新株予約権の目的たる株式の数(以下「未発行付与株式数」という。)についてのみ行われ、調整により生じる1株の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社になる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

2 新株予約権行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受ける株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

なお、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を含まない。)を行うときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「自己株式処分前の株価」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社になる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

3 新株予約権行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社社外取締役、監査役、従業員又は顧問の地位を失った後も、これを行使することができる。

但し、新株予約権者が次の事由のいずれかに該当する場合は、新株予約権を行使することができない。

) 社外取締役、監査役もしくは顧問が解任され、又は正当な理由がなく辞任した場合

- ）従業員が解雇された場合
- ）社外取締役、監査役、従業員又は顧問が、当社と競業関係にある会社の取締役、監査役、従業員、顧問、嘱託、コンサルタント等になるなど、当社の利益に反する行為を行ったと認められる場合
- ）社外取締役、監査役の在任期間が1年に満たず、又は割当日から6か月に満たない場合
- ）退職した従業員(管理職を除く)の在籍期間が3年に満たず、又は割当日から1年に満たない場合
- ）退職した従業員(管理職)、顧問の在籍期間が1年に満たず、又は割当日から1年に満たない場合

新株予約権の相続による承継は、新株予約権者が被相続人となる相続においてのみ、これを認める。当該相続後の相続における相続人は、新株予約権を承継することができない。

割当日から権利行使時に至るまでの間、新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

その他の権利行使の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5 新株予約権の取得事由

新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、割当日の翌日から3年を経過する日まで原則として新株予約権を行使できないものとする。

上記に関わらず任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社の取締役の地位を喪失した場合(かかる地位の喪失を以下「退任」という。)は、原則として退任の日から5年以内に新株予約権を行使しなければならない。行使期間については、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間を超えることはできない。

新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる(当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。)。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、下記の新株予約権割当契約書に定めるところによる。

その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。

6 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(平成28年6月29日取締役会決議)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役（社外取締役を除く。）に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを、決議されたものであります。

決議年月日	平成28年6月29日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	平成28年6月29日付与分 当社取締役（社外取締役を除く。） 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	114,600株を上限とする。（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	（注）2
新株予約権の行使期間	平成28年7月15日から平成48年7月14日（注）3
新株予約権の行使の条件	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）8
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）9

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。
 なお、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- 2 新株予約権行使に際して出資される財産の価額
 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）
 平成28年7月14日
- 4 新株予約権の払込金額の算定方法およびその払込の方法
 各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（公正価額）とする。
 なお、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、新株予約権者が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。したがって、新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しない。
- 5 新株予約権行使の条件
 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、割当日の翌日から3年を経過する日まで原則として新株予約権を行使できないものとする。
 上記に関わらず任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社の取締役の地位を喪失した場合（かかる地位の喪失を以下「退任」という。）は、原則として退任の日から5年以内に新株予約権を行使しなければならない。行使期間については、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間を超えることはできない。
 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる（当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。）。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、下記の新株予約権割当契約書に定めるところによる。
 その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- 6 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 7 新株予約権の取得事由
 当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
 新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合

会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令および諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合
当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合
新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

イ 会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合

ロ 当社の取締役を解任された場合

ハ 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合

ニ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合

ホ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合

ヘ 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合

上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部を買入れ、または無償で取得することができるものとする。

8 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

9 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

以下の 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

存续会社（吸収合併の場合）または新設会社（新設合併の場合）

当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社（吸収分割の場合）または新設分割により設立する株式会社（新設分割の場合）

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

株式交換をする株式会社の発行株式数の全部を取得する株式会社または株式移転により設立する株式会社

10 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価格の総額 (千円)	株式数(株)	処分価格の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	917,675		917,675	

3 【配当政策】

当社グループは、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つと考えており、経営成績、財政状態、事業展開のための資金留保等、総合的なバランスを勘案しつつも安定的な配当を実施・継続することができるよう業績向上に努めていく方針であります。

継続的な安定配当の基本方針のもと、当期の配当金は、1株当たり6円としております。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であり、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めておりますが、期末配当のみとする方針であります。

また、内部留保資金の用途につきましては、今後の事業展開への備えとして投入していくこととしております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たりの配当額 (円)
平成28年6月29日 定時株主総会決議	79,349	6

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第33期	第34期	第35期	第36期	第37期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
最高(円)	241	328	454	596	724
最低(円)	180	197	263	400	493

(注) 最高・最低株価は、平成25年7月15日以前は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、平成25年7月16日以降は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成27年10月	平成27年11月	平成27年12月	平成28年1月	平成28年2月	平成28年3月
最高(円)	645	619	618	618	592	569
最低(円)	571	572	579	529	515	549

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

5 【役員の状況】

男性10名 女性 名 (役員のうち女性の比率 %))

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役 社長		新 川 隆 文	昭和34年4月9日生	昭和58年4月 平成2年4月 株式会社北陸銀行入行 日興證券株式会社(現S M B C日興 証券株式会社)入社 平成15年8月 伊藤忠商事株式会社入社 平成17年4月 当社 特別顧問 平成17年6月 同 代表取締役社長 平成19年3月 同 代表取締役社長兼営業本部長 平成19年7月 同 代表取締役社長(現任) 平成26年4月 極楽湯中国控股有限公司 Chairman (現任) 平成26年7月 極楽湯(上海)沐浴股份有限公司 董事長(現任)	(注) 4	6,598
取締役	国内事業 部門統括	高 野 透	昭和32年4月17日生	昭和60年4月 株式会社ビーブル(現株式会社コナ ミスポーツクラブ)入社 平成17年4月 当社 顧問 平成17年6月 同 常務執行役員 平成17年10月 同 常務執行役員 F C 営業部長 平成18年4月 同 常務執行役員営業本部長 平成18年6月 同 取締役 平成19年3月 同 取締役常務執行役員開発本部長 兼営業副本部長 平成19年7月 同 取締役常務執行役員開発本部長 平成20年7月 同 取締役常務執行役員開発本部長 兼 F C 事業本部長 平成22年2月 同 取締役常務執行役員(F C 及び 開発部門統括) 平成23年4月 同 取締役常務執行役員(総合企画 部門統括)総合企画部長 平成25年4月 同 取締役専務執行役員(国内事業 部門統括)(現任)	(注) 4	25
取締役	管理部門統括 兼海外事業部 門(営業)統 括)	松 本 俊 二	昭和35年7月3日生	昭和58年4月 日興證券株式会社(現S M B C日興 証券株式会社)入社 平成15年8月 コナミ株式会社入社 平成17年8月 当社 入社 同 管理部長 平成17年10月 同 執行役員管理部長 平成18年4月 同 執行役員管理本部長 平成18年6月 同 取締役 平成20年7月 同 取締役常務執行役員管理本部長 兼管理部長 平成22年2月 同 取締役常務執行役員(管理部門 統括)管理部長 平成25年4月 同 取締役専務執行役員(管理部門 統括)管理部長 平成27年4月 同 取締役専務執行役員(管理部門 統括) 平成28年4月 同 取締役専務執行役員(管理部門 統括兼海外事業部門(営業)統括) (現任)	(注) 4	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	総合企画部門 統括)店舗開 発部長	羽 塚 聡	昭和42年 1月17日生	平成11年 8月 当社 入社 平成17年10月 同 営業推進部長兼開店準備室長 平成19年 5月 同 執行役員営業推進部長 兼開店準備室長 平成20年 6月 同 取締役 平成20年 7月 同 取締役執行役員総合企画本部長 兼総合企画部長兼新店準備室長 平成22年 2月 同 取締役執行役員(総合企画部門 統括)総合企画部長 平成23年 4月 同 取締役執行役員(国内事業部門 統括) 平成25年 4月 同 取締役執行役員(総合企画部門 統括)総合企画部長 平成27年 4月 同 取締役執行役員(総合企画部門 統括) 平成28年 4月 同 取締役執行役員(総合企画部門 統括)店舗開発部長(現任)	(注) 4	57
取締役	管理部門 統括	鈴 木 正 守	昭和50年11月10日生	平成12年 8月 株式会社メディアシーク 入社 平成15年11月 当社 入社 平成19年 1月 株式会社エフディール 代表取締役 株式会社ドン・キホーテ 入社 平成22年 7月 当社 入社 平成27年 4月 同 執行役員管理部長(現任) 平成28年 6月 同 取締役	(注) 4	80
取締役		角 替 隆 志	昭和30年 4月18日生	昭和60年10月 アスカコンサルティング株式会社 取締役 平成 3年10月 角替隆志税理士事務所設立 平成14年 7月 麹町税理士法人設立代表社員 平成17年 6月 当社 取締役(現任)	(注) 4	250
取締役		赤 地 文 夫	昭和28年 4月 1日生	昭和47年 8月 三国コカ・コーラボトリング株式会 社 入社 平成13年 1月 同 営業本部埼玉東支社開発部長 平成15年11月 同 執行役員営業本部長兼 F & L 営 業部長 平成16年 3月 同 取締役常務執行役員営業本部長 平成18年 1月 同 取締役常務執行役員業務本部長 平成19年 1月 同 取締役常務執行役員業務本部 長 兼三国ロジスティクスオペレ ーション株式会社代表取締役社長 平成21年 1月 同 取締役常務執行役員営業本部長 兼東支社長 平成21年 3月 同 取締役専務執行役員営業本部長 兼東支社長 平成22年 1月 同 取締役専務執行役員営業本部長 平成24年 1月 同 取締役専務執行役員経営戦略本 部長 平成24年10月 同 取締役副社長執行役員経営戦略 本部長 平成25年 7月 同 取締役副社長 平成25年 7月 コカ・コーライーストジャパン株式 会社 取締役 平成26年 1月 同 取締役常務執行役員営業本部広 域法人営業統括部長 平成28年 4月 同 顧問 平成28年 6月 当社 取締役(現任)	(注) 4	
監査役 (常勤)		山 田 貞 一	昭和31年12月12日生	昭和55年 4月 株式会社ダイヤモンドリゾート(現 ダイヤモンドソサエティ)入社 平成10年 4月 株式会社エムアンドエムトラベル サービス入社 平成11年 5月 オール興発株式会社入社 平成17年 2月 当社入社 平成23年 6月 当社 常勤監査役就任(現任)	(注) 5	70
監査役		細 木 正 彦	昭和30年 8月14日生	昭和61年 7月 青山監査法人勤務 平成元年 3月 公認会計士登録 平成 4年10月 細木公認会計士事務所登録 平成 6年 4月 ウィルコンサルティング株式会社 代表取締役(現任) 平成19年 6月 当社 監査役就任(現任)	(注) 5	

監査役		高 倉 隆	昭和31年6月10日生	昭和55年10月 昭和59年10月 平成10年6月 平成20年6月	監査法人太田哲三事務所（現新日本有限責任監査法人）入所 公認会計士高倉隆事務所開設 監査法人エーマック（現監査法人エムエムピージー・エーマック）設立 代表社員就任（現任） 当社 監査役就任（現任）	(注) 6	55	
計								7,135

- (注) 1 取締役角替隆志氏、赤地文夫氏は社外取締役であります。
 2 監査役細木正彦氏、高倉隆氏は社外監査役であります。
 3 当社では取締役会の一層の活性化を促し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。
 4 平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成30年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 5 平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成31年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 6 平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成32年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 7 上記の役員個々の所有株式数のほかに、役員持株会として平成28年3月末現在、201,500株保有しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社においては、取締役会を構成する取締役6名中1名（提出日現在は7名中2名）を社外取締役、及び監査役会を構成する監査役3名中2名（提出日現在は3名中2名）を社外監査役とし、より透明性の高いガバナンス体制を構築しております。また、取締役会は、毎月1回開催しており活発な討議及び運営を行っております。また、監査機能につきましても、監査役が取締役会及び執行役員会に出席することなどを通じて、取締役及び執行役員の業務執行に対する監査を行い業務運営の適正化に努めております。

コンプライアンス（法令遵守）に関しましては全社員に徹底すべく意識の高揚を行い、企業倫理の実践強化を図っております。

当社企業グループにおける業務の適正を確保するため、連結対象子会社につきましても、当社と同様の経営理念及び基本方針の周知徹底を図り、適正な経営管理を行っております。また、電子媒体を活用して経営情報等を共有し、業務に関する適正な指示・要請を効率的に行うシステムを構築しております。

今後につきましては、より一層透明性の高いガバナンス体制の確立を目指してまいります。

企業統治の体制及び内部統制システムの整備の状況

(a) 企業統治の体制

当社は監査役制度を採用しております。

以下体制の概要について説明いたします。

< 取締役会 >

当社の経営管理体制につきましては、意思決定機関として定例取締役会を毎月1回（計12回）及び必要に応じ臨時取締役会を開催し、法令及び定款に定められた事項のほかに、経営基本方針及び業務上重要事項を協議、決定しております。加えて、取締役会には顧問弁護士が出席し、重要な意志決定の過程における法令及び定款に反する行為を未然に防止する体制をとっております。

< 監査役会 >

経営の監視機能の充実を図るために、監査役は取締役会に出席し、適宜監査役監査を実施し、幅広く検証し、助言や提言を行っております。

< 執行役員会 >

効率的に業務を執行するために、適宜執行役員会を開催し、業務上の必要事項を協議、決定しております。これにより、業務執行における相互の連携及び牽制により、コンプライアンスを始めリスク情報の共有を図っております。また、執行役員会においても、常勤監査役が出席することにより、コンプライアンスをはじめ、コーポレート・ガバナンスの施策実施の推進並びに意思統一を図っております。

また、重要な契約を締結するなど法律上の判断を必要とする場合、複数の顧問弁護士に適宜且つ積極的にアドバイスを受けております。

(b) 企業統治の体制を採用する理由

当社の企業規模、企業風土等から、取締役会の適正規模並びに各監査機能のあり方を検討した結果、上記の企業統治体制が迅速な意思決定を可能にし、かつ経営の透明性、客観性を確保できる最適な形態と判断いたしました。

(c) 内部統制システムの整備の状況

内部統制システムにおいては、「会社の業務の適正を確保する体制」を構築し、その実効性を確保するため内部統制委員会を設置し、取締役や社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の維持及び継続的な改善や、その他会社業務の適正を確保する為の体制の維持及び継続的な改善を図っております。

(d) 内部監査及び監査役監査の状況

当社は、代表取締役社長直轄に内部監査室を設置し、業務執行状況の監査を実施しております。また、内部監査を通してコンプライアンスの徹底を図るとともに内部統制機能の向上に取り組んでおります。

当社の各監査役は、内部監査室との連携のもと、内部統制システムの状況を監視・検証するとともに、監査役会が定めた監査方針および監査計画に基づき、取締役会への出席のほか、その他重要な会議体への出席、子会社調査、内部監査室からの聴取等を実施し、取締役等の職務の執行を監査しております。また、当社の各監査役は、監査役会を通じて他の監査役と連携を取りながら、会計監査人および内部統制監査機能を含む内部監査部門とそれぞれの監査計画、実施状況、監査結果について定期的に会合をもち、必要に応じ随時連絡を行い、意見交換と情報の共有化を図り効率的かつ効果的な監査を進めております。監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役

2名の計3名で構成されており、3名中2名が社外監査役であることから、独立性の高い客観的な立場から経営のチェックを行う体制となっております。

(e) 会計監査の状況

当社は会計監査人としてUHY東京監査法人と監査契約を結んでおり、会計監査を受けております。業務執行した公認会計士は、原伸之及び片岡嘉徳であり、同監査法人に所属しております。なお、会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士3名、その他3名となっております。

(f) 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

社外取締役角隆志は、当事業年度開催の取締役会に全15回中14回出席し、税理士としての専門的見地から議案審議等の必要な発言を適宜行っております。また、当社との取引や利害関係はありません。

社外取締役赤地文夫は、平成28年6月に就任した社外取締役であり、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、当社との取引や利害関係はありません。

社外監査役細木正彦は、当事業年度開催の取締役会に全15回中14回、監査役会に全13回中12回出席し、公認会計士としての専門的見地から議案審議等の必要な発言を適宜行っております。また、当社との取引や利害関係はありません。

当社監査役高倉隆は、当事業年度開催の取締役会に全15回中15回、監査役会に全13回中13回出席し、公認会計士としての専門的見地から議案審議等の必要な発言を適宜行っております。また、当社との取引や利害関係はありません。また、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

社外監査役は主な活動として、監査役会を通じて他の監査役と連携を取りながら、会計監査人および内部統制監査機能を含む内部監査部門とそれぞれの監査計画、実施状況、監査結果について定期的に会合をもち、必要に応じ随時連絡を行い、意見交換と情報の共有化を図り効率的かつ効果的な監査を進めております。

社外取締役並びに社外監査役には、業務執行を行う当社経営陣から独立した客観的な立場での業務全般にかかわる適切な助言を行うとともに、監督並びに監査機能を求めております。社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針はないものの、選任にあたっては、当社と人的、資金的、取引関係等が無いことが望ましいと考えておりますが、一方で当社の業容を良く理解している、業界に精通していることも重要視しております。当社の社外取締役、社外監査役につきましては以上の観点で人選いたしておりますが、いずれも高い独立性があると判断いたします。

当社は、社外取締役及び社外監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的として、会社法第423条に基づき定款により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする契約を締結しております。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、中期経営計画の達成に向けて、コンプライアンスとお客様の視点に立ち、リスクの洗い出しと対策を構築し、管理体制を強化するよう努めております。特に、店舗運営上の安全の徹底や衛生管理に重点を置き、あらゆるリスクに対応しうる体制を強化しております。

役員報酬の内容

(a) 取締役及び監査役に支払った報酬

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外役員を除く。)	134,502	119,306	15,196			5
監査役 (社外役員を除く。)	6,799	6,500	299			1
社外役員	6,074	5,400	674			3

(注) 取締役の報酬には使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。

(b) 役員報酬等の決定方針

取締役及び監査役の報酬に関しましては、株主総会で定められた上限の範囲でそれぞれ独立して協議・検討して決定しており、特に取締役の報酬につきましては世間一般の常識的水準を超えることなく、また業績連動による事を基本としております。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的として、会社法第423条に基づき定款により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができます。

取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨を定款で定めております。

取締役の選解任の決議要件

- (a) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う旨を定款で定めております。
- (b) 取締役の解任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

(a) 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、機動的な資本政策の遂行を目的として、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(b) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

株式保有の状況

(a) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 5銘柄
貸借対照表計上額の合計額 29,020千円

(b) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、保有区分、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)電業社機械製作所	5,000	8,740	同社と良好な関係を維持する目的で政策的に保有しております。

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
(株)電業社機械製作所	5,000	9,020	同社と良好な関係を維持する目的で政策的に保有しております。

(c) 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
提出会社	18,600		19,800	
連結子会社				
計	18,600		19,800	

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の財務諸表について、UHY東京監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適時適正な開示を実施できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,932,834	5,766,334
売掛金	132,953	166,364
未収入金	6,370	12,984
たな卸資産	¹ 64,211	¹ 77,279
繰延税金資産	38,595	67,066
その他	162,489	203,858
流動資産合計	4,337,454	6,293,887
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	² 12,473,871	² 14,172,989
減価償却累計額	4,605,663	4,939,218
建物及び構築物（純額）	7,868,208	9,233,770
工具、器具及び備品	780,575	1,147,764
減価償却累計額	353,469	472,056
工具、器具及び備品（純額）	427,105	675,707
土地	182,051	182,051
リース資産	19,797	-
減価償却累計額	18,579	-
リース資産（純額）	1,217	-
建設仮勘定	1,172,060	49,511
有形固定資産合計	9,650,643	10,141,040
無形固定資産		
その他	217,386	279,713
無形固定資産合計	217,386	279,713
投資その他の資産		
投資有価証券	28,740	29,020
長期貸付金	78,073	59,441
繰延税金資産	481,220	444,974
敷金及び保証金	871,260	868,636
その他	633,963	606,197
貸倒引当金	4,500	4,500
投資その他の資産合計	2,088,757	2,003,771
固定資産合計	11,956,787	12,424,525
繰延資産	91,385	115,127
資産合計	16,385,627	18,833,540

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	365,791	419,407
短期借入金	³ 200,000	³ 800,000
1年内償還予定の社債	115,400	49,000
1年内返済予定の長期借入金	⁴ 2,034,328	⁴ 1,675,760
未払金	386,691	813,806
未払法人税等	127,617	62,175
前受金	908,670	1,041,694
賞与引当金	72,254	29,265
その他	375,184	609,178
流動負債合計	4,585,937	5,500,288
固定負債		
社債	227,500	178,500
長期借入金	⁴ 4,690,690	⁴ 5,299,930
退職給付に係る負債	96,550	108,288
資産除去債務	478,013	458,076
その他	286,439	425,274
固定負債合計	5,779,193	6,470,068
負債合計	10,365,131	11,970,356
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,350,759	2,412,602
資本剰余金	2,396,797	2,373,382
利益剰余金	45,266	358,125
自己株式	356,138	356,138
株主資本合計	4,436,684	4,787,971
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,209	929
為替換算調整勘定	287,832	214,891
その他の包括利益累計額合計	286,622	213,961
新株予約権	52,049	72,829
非支配株主持分	1,245,139	1,788,420
純資産合計	6,020,496	6,863,183
負債純資産合計	16,385,627	18,833,540

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
売上高	12,051,425	14,129,656
売上原価	10,880,930	12,528,401
売上総利益	1,170,495	1,601,254
販売費及び一般管理費	1 983,539	1 1,152,451
営業利益	186,955	448,803
営業外収益		
受取利息	14,669	18,427
受取家賃	18,888	19,072
為替差益	3,074	-
協賛金収入	49,370	70,481
その他	46,425	47,306
営業外収益合計	132,428	155,287
営業外費用		
支払利息	100,440	104,222
為替差損	-	59,949
シンジケートローン手数料	5,000	35,000
その他	9,591	59,206
営業外費用合計	115,032	258,378
経常利益	204,351	345,712
特別利益		
新株予約権戻入益	4,658	3,439
子会社株式売却益	147,920	-
固定資産売却益	2 -	2 77,362
人事制度変更に伴う利益	-	22,602
資産除去債務戻入額	-	22,163
その他	-	210
特別利益合計	152,579	125,777
特別損失		
固定資産除却損	3 1,628	3 5,996
契約解約損	-	3,950
特別損失合計	1,628	9,947
税金等調整前当期純利益	355,303	461,543
法人税、住民税及び事業税	153,699	78,961
法人税等調整額	54,125	5,627
法人税等合計	207,824	84,589
当期純利益	147,478	376,954
非支配株主に帰属する当期純利益	36,293	64,094
親会社株主に帰属する当期純利益	111,184	312,859

【連結包括利益計算書】

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益	147,478	376,954
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	210	280
為替換算調整勘定	141,100	136,789
その他の包括利益合計	140,890	136,509
包括利益	288,368	240,444
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	89,840	240,197
非支配株主に係る包括利益	198,528	247

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,061,053	2,171,953	67,278	356,138	3,809,590
当期変動額					
新株の発行	289,705	289,705			579,411
剰余金の配当		64,861			64,861
親会社株主に帰属する当期純利益			111,184		111,184
連結除外による増加			1,359		1,359
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	289,705	224,843	112,544	-	627,094
当期末残高	2,350,759	2,396,797	45,266	356,138	4,436,684

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	999	308,966	307,967	95,643	-	4,213,201
当期変動額						
新株の発行						579,411
剰余金の配当						64,861
親会社株主に帰属する当期純利益						111,184
連結除外による増加						1,359
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	210	21,134	21,344	43,593	1,245,139	1,180,200
当期変動額合計	210	21,134	21,344	43,593	1,245,139	1,807,295
当期末残高	1,209	287,832	286,622	52,049	1,245,139	6,020,496

当連結会計年度(自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,350,759	2,396,797	45,266	356,138	4,436,684
当期変動額					
新株の発行	61,842	61,842			123,685
剰余金の配当		76,519			76,519
親会社株主に帰属する当期純利益			312,859		312,859
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		8,738			8,738
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	61,842	23,414	312,859	-	351,287
当期末残高	2,412,602	2,373,382	358,125	356,138	4,787,971

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,209	287,832	286,622	52,049	1,245,139	6,020,496
当期変動額						
新株の発行						123,685
剰余金の配当						76,519
親会社株主に帰属する当期純利益						312,859
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						8,738
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	280	72,941	72,661	20,779	543,281	491,400
当期変動額合計	280	72,941	72,661	20,779	543,281	842,687
当期末残高	929	214,891	213,961	72,829	1,788,420	6,863,183

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	355,303	461,543
減価償却費	817,004	1,005,855
退職給付に係る負債の増減額 (は減少)	8,060	11,737
賞与引当金の増減額 (は減少)	17,638	42,945
受取利息及び受取配当金	15,854	19,767
子会社株式売却損益 (は益)	147,920	-
新株予約権戻入益	4,658	3,439
支払利息及び社債利息	108,024	110,515
為替差損益 (は益)	96,823	47,972
固定資産除売却損益 (は益)	1,628	71,366
資産除去債務戻入益 (は益)	-	22,163
売上債権の増減額 (は増加)	46,481	116,633
たな卸資産の増減額 (は増加)	22,663	13,765
建設協力金の賃料相殺	33,979	37,309
仕入債務の増減額 (は減少)	50,941	59,582
未払消費税等の増減額 (は減少)	181,691	146,718
未払金の増減額 (は減少)	12,236	290,483
その他	44,159	99,826
小計	1,300,909	2,214,728
利息及び配当金の受取額	9,732	14,141
利息の支払額	101,027	107,468
法人税等の支払額	62,323	224,941
法人税等の還付額	66,531	20,603
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,213,823	1,917,063
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	461,342	454,082
定期預金の払戻による収入	412,187	561,890
有形固定資産の取得による支出	3,218,161	1,400,234
有形固定資産の売却による収入	-	200,000
差入保証金の差入による支出	73,332	22,722
差入保証金の回収による収入	752	22,384
貸付けによる支出	352,026	-
貸付金の回収による収入	368,201	18,631
建設協力金の支払による支出	67,321	-
建設協力金の回収による収入	11,550	11,550
子会社株式の売却による収入	933,215	-
その他	42,597	40,134
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,488,876	1,102,717

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額（は減少）	200,000	600,000
長期借入れによる収入	2,800,000	2,450,000
長期借入金の返済による支出	2,187,058	2,199,328
社債の償還による支出	115,800	115,400
割賦債務の返済による支出	110,555	97,012
株式の発行による収入	520,071	115,507
非支配株主からの払込みによる収入	147,000	523,152
配当金の支払額	64,835	76,646
その他	4,035	1,446
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,184,787	1,198,826
現金及び現金同等物に係る換算差額	100,072	71,738
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	9,805	1,941,434
現金及び現金同等物の期首残高	3,815,094	3,824,900
現金及び現金同等物の期末残高	1 3,824,900	1 5,766,334

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

極楽湯中国控股有限公司

極楽湯(上海)沐浴股份有限公司

極楽湯(上海)沐浴管理有限公司

極楽湯(武漢)沐浴有限公司

(注) 当連結会計年度より、新たに設立した極楽湯(武漢)沐浴有限公司を連結の範囲に含めております。

2 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数 社

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、極楽湯中国控股有限公司、極楽湯(上海)沐浴股份有限公司、極楽湯(上海)沐浴管理有限公司及び極楽湯(武漢)沐浴有限公司の決算日は12月31日です。連結財務諸表の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

a 時価のあるもの

当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し売却原価は移動平均法により算定)

b 時価のないもの

移動平均法による原価法

デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

a 商品

総平均法による原価法

b 貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、事業用定期借地契約による借地上の建物については、耐用年数を定期借地権の残存年数、残存価額を零とした定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 2～34年

工具、器具及び備品 2～19年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年～10年)に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

a 一般債権

貸倒実績率法によっております。

b 貸倒懸念債権及び破産更生債権

財務内容評価法によっております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引について、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段... 金利スワップ取引

ヘッジ対象... 借入金利息

ヘッジ方針

当社規程に基づき、借入金に係る金利変動をヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため有効性の判定を省略しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建て金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債は、各子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めています。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

5年間で均等償却することとしております。

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、
「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び
「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）
等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

当連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書においては、連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、連結範囲の変

更を伴う子会社株式の取得関連費用もしくは連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得又は売却に関連して生じた費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する方法に変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結財務諸表及び1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「未払金の増減額」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「その他」 31,923千円は、「未払金の増減額」12,236千円、「その他」 44,159千円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 たな卸資産の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
商品	34,607千円	44,376千円
貯蔵品	29,604千円	32,903千円
計	64,211千円	77,279千円

2 国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
建物及び構築物	9,491千円	9,491千円

3 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。連結会計年度末日における当座貸越契約に係る借入未実行残高は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
当座貸越極度額	800,000千円	900,000千円
借入実行残高	200,000千円	800,000千円
差引額	600,000千円	100,000千円

4 財務制限条項

当社は金融機関7行とシンジケート契約を締結しており、本契約には連結貸借対照表の純資産の部の金額や、連結損益計算書の経常損失により算出される一定の指標等を基準とする財務制限条項が付されております。

なお、この契約に基づく連結会計年度末日における借入残高は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	144,000千円	360,000千円
長期借入金	784,000千円	1,924,000千円
計	928,000千円	2,284,000千円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費の主なもの

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
役員報酬	127,627千円	126,706千円
給料手当	238,492千円	329,965千円
賞与引当金繰入額	25,510千円	9,650千円
退職給付費用	6,660千円	8,747千円
広告宣伝費	4,734千円	15,843千円
減価償却費	43,976千円	57,857千円

2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
建物	千円	62,661千円
構築物	千円	12,919千円
工具、器具及び備品	千円	956千円
その他	千円	826千円
計	千円	77,362千円

3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
建物及び構築物	1,628千円	4,201千円
工具、器具及び備品	千円	1,205千円
ソフトウェア	千円	589千円
計	1,628千円	5,996千円

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
その他の有価証券評価差額金		
当期発生額	210千円	280千円
組替調整額	千円	千円
税効果調整前	210千円	280千円
税効果額	千円	千円
その他有価証券評価差額金	210千円	280千円
為替換算調整勘定		
当期発生額	256,776千円	136,789千円
組替調整額	115,676千円	千円
為替換算調整勘定	141,100千円	136,789千円
その他の包括利益合計	140,890千円	136,509千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	11,728,000	1,942,900		13,670,900

(変動事由の概要)

新株予約権の権利行使による増加 1,942,900株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	917,675			917,675

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権					52,049	
合計						52,049	

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	64,861	6	平成26年3月31日	平成26年6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	資本剰余金	76,519	6	平成27年3月31日	平成27年6月26日

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	13,670,900	471,700	-	14,142,600

(変動事由の概要)

新株予約権の権利行使による増加 471,700 株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	917,675	-	-	917,675

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結 会計年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権					72,829	
合計						72,829	

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	76,519	6	平成27年3月31日	平成27年6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	79,349	6	平成28年3月31日	平成28年6月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
現金及び預金勘定	3,932,834千円	5,766,334千円
預入期間が3か月超の定期預金	107,934千円	- 千円
現金及び現金同等物	3,824,900千円	5,766,334千円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度	当連結会計年度
1年内	63,600千円	63,600千円
1年超	489,309千円	425,709千円
合計	552,909千円	489,309千円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の用途は運転資金(短期・長期)及び設備投資資金(長期)であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。また、エネルギー市場価格変動リスクに対して原油スワップ取引を実施して、一部の運転用品費の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客(フランチャイズ契約先)の信用リスクに晒されております。また、差入敷金保証金は、主に土地、建物等の賃借契約における保証金であり、賃借先の信用リスクに晒されております。投資有価証券である株式は、市場価格及び実質価額の変動リスクに晒されております。

営業債務であります買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で8年7か月後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、売掛金については取引先ごとに期日管理及び残高管理を行う体制としております。また、モニタリングを行い財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。差入敷金保証金については、モニタリングを行い財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブの利用にあたっては、信用度の高い金融機関に限定しているため信用リスクは僅少であります。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対応するため、金利スワップ取引を利用しております。また、金利変動のリスクをおさえるため、長期契約による金利の固定化を進めております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

定期的に手許流動性について取締役会へ報告され、早期把握やリスク軽減にむけた管理をしております。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。(注)2を参照下さい。)

前連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	3,932,834	3,932,834	
(2) 売掛金	132,953	132,953	
(3) 投資有価証券	8,740	8,740	
(4) 敷金及び保証金	871,260	737,080	134,180
資産計	4,945,789	4,811,609	134,180
(1) 買掛金	365,791	365,791	
(2) 短期借入金	200,000	200,000	
(3) 1年内償還予定の社債	115,400	115,245	154
(4) 1年内返済予定の長期借入金	2,034,328	2,040,118	5,790
(5) 社債	227,500	224,297	3,202
(6) 長期借入金	4,690,690	4,761,074	70,384
負債計	7,633,709	7,706,527	72,818

当連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	5,766,334	5,766,334	
(2) 売掛金	166,364	166,364	
(3) 投資有価証券	9,020	9,020	
(4) 敷金及び保証金	868,636	756,398	112,238
資産計	6,810,355	6,698,116	112,238
(1) 買掛金	419,407	419,407	
(2) 短期借入金	800,000	800,000	
(3) 1年内償還予定の社債	49,000	49,000	
(4) 1年内返済予定の長期借入金	1,675,760	1,680,306	4,546
(5) 社債	178,500	175,995	2,504
(6) 長期借入金	5,299,930	5,421,369	121,439
負債計	8,422,597	8,546,078	123,481

(注) 1 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、及び(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 敷金及び保証金

主に建物の賃借時に差入れている敷金・保証金であり、償還予定時期を見積り、一般に公表されている長期プライムレートで割り引いた現在価値を算定しております。

負債

(1) 買掛金、及び(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年内償還予定の社債、及び(5) 社債

社債の時価は、市場価格がないため元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 1年内返済予定の長期借入金、及び(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成27年3月31日	平成28年3月31日
非上場株式	20,000	20,000

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

3 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	3,932,834			
売掛金	132,953			
敷金及び保証金		40,000	245,845	585,415
合計	4,065,788	40,000	245,845	585,415

当連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	5,766,334			
売掛金	166,364			
敷金及び保証金		40,000	424,589	404,047
合計	5,932,698	40,000	424,589	404,047

4 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成27年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	200,000					
社債	115,400	49,000	49,000	49,000	49,000	31,500
長期借入金	2,012,666	1,381,436	985,156	782,856	583,626	979,273
合計	2,328,066	1,430,436	1,034,156	831,856	632,626	1,010,773

当連結会計年度（平成28年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	800,000					
社債	49,000	49,000	49,000	49,000	31,500	
長期借入金	1,675,760	1,316,980	1,152,180	952,950	814,360	1,063,460
合計	2,524,760	1,365,980	1,201,180	1,001,950	845,860	1,063,460

(有価証券関係)
その他有価証券

前連結会計年度(平成27年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの 株式	8,740	9,949	1,209
合計	8,740	9,949	1,209

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額20,000千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの 株式	9,020	9,949	929
合計	9,020	9,949	929

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額20,000千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前連結会計年度(平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位：千円)

区分	取引の種類	契約額等	契約額のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	原油スワップ取引 支払固定・ 受取変動	264,486	176,324	23,260	23,260

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち 1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	2,653,622	2,087,891	94,886

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち 1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	2,406,230	1,854,100	96,853

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として退職一時金制度を採用しております。

なお、退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)	
	前連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	88,490	96,550
退職給付費用	15,449	19,126
退職給付の支払額	7,389	7,389
退職給付に係る負債の期末残高	96,550	108,288

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	(千円)	
	前連結会計年度 (平成27年 3月31日)	当連結会計年度 (平成28年 3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	96,550	108,288
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	96,550	108,288
退職給付に係る負債	96,550	108,288
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	96,550	108,288

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度15,449千円 当連結会計年度19,126千円

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	17,431千円	9,031千円
減価償却費	273,714	258,954
退職給付に係る負債	40,490	42,283
減損損失累計額	447,260	337,810
資産除去債務	154,581	140,262
株式報酬費用	7,267	12,435
貸倒引当金	1,303	1,388
長期前受収益	3,395	2,112
有価証券評価差額金	391	370
子会社欠損金		46,512
現物出資差額	26,447	25,042
その他	37,565	43,093
計	1,009,850	919,299
評価性引当金	396,145	323,048
繰延税金資産合計	613,704	596,251
繰延税金負債		
資産除去債務	71,748	61,522
保証金利息	22,140	22,686
繰延税金負債合計	93,888	84,209
繰延税金資産の純額	519,815	512,041

(注) 繰延税金資産の純額は連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
流動資産・繰延税金資産	38,595千円	67,066千円
固定資産・繰延税金資産	481,220	444,974

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	35.6%	33.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.6	2.5
株式報酬費用	1.4	0.4
住民税均等割等	6.9	5.8
雇用促進税制による税額控除	1.9	
外国税額控除	2.1	1.5
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	14.1	4.9
評価性引当金	4.3	15.8
連結子会社との実行税率差異	0.3	2.2
法人税等還付金		4.5
その他	0.7	1.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	58.4	18.3

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗設備の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から9年～30年と見積り、割引率は1.15%～1.6%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
期首残高	358,962千円	478,013千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	125,102千円	千円
時の経過による調整額	6,574千円	6,339千円
その他増減額(は減少)	12,626千円	26,276千円
期末残高	478,013千円	458,076千円

(ストック・オプション等関係)

1 費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	20,404千円	32,398千円

2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
新株予約権戻入益	4,658千円	3,439千円

3 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1)ストック・オプションの内容

	第11回 ストック・オプション	第12回 ストック・オプション	第13回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 6名 当社監査役 3名 当社従業員及び顧問 118名	当社取締役 6名 当社監査役 3名 当社従業員及び顧問 124名	当社取締役 6名 当社監査役 3名 当社従業員及び顧問 127名
ストック・オプションの数(注)1	普通株式 840,000株	普通株式 871,000株	普通株式 900,000株
付与日	平成21年7月1日	平成22年7月1日	平成23年6月29日
権利確定条件	在任期間が1年以上(取締役、監査役及び従業員(管理職)の場合、従業員(管理職除く)の場合は3年)で、かつ、割当日から6ヶ月を経過すること(取締役、監査役の場合、従業員の場合は1年)。その他、細目については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。	在任期間が1年以上(取締役、監査役及び従業員(管理職)の場合、従業員(管理職除く)の場合は3年)で、かつ、割当日から6ヶ月を経過すること(取締役、監査役の場合、従業員の場合は1年)。その他、細目については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。	在任期間が1年以上(取締役、監査役及び従業員(管理職)の場合、従業員(管理職除く)の場合は3年)で、かつ、割当日から6ヶ月を経過すること(取締役、監査役の場合、従業員の場合は1年)。その他、細目については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成23年6月27日から 平成27年6月26日まで	平成24年6月30日から 平成28年6月29日まで	平成25年6月30日から 平成29年6月29日まで

	第14回 ストック・オプション	第15回 ストック・オプション	2013年度株式報酬型 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 6名 当社監査役 3名 当社従業員及び顧問 130名	当社取締役 1名 当社監査役 3名 当社従業員及び顧問 132名	当社取締役 5名
ストック・オプションの数(注)1	普通株式 900,000株	普通株式 568,500株	普通株式 61,800株
付与日	平成24年6月28日	平成25年6月27日	平成25年7月12日
権利確定条件	在任期間が1年以上(取締役、監査役及び従業員(管理職)の場合、従業員(管理職除く)の場合は3年)で、かつ、割当日から6ヶ月を経過すること(取締役、監査役の場合、従業員の場合は1年)。その他、細目については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。	在任期間が1年以上(取締役、監査役及び従業員(管理職)の場合、従業員(管理職除く)の場合は3年)で、かつ、割当日から6ヶ月を経過すること(取締役、監査役の場合、従業員の場合は1年)。その他、細目については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。	当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成26年7月1日から 平成30年6月30日まで	平成27年7月1日から 平成31年6月30日まで	平成28年7月13日から 平成45年7月12日まで

	第16回 ストック・オプション	2014年度株式報酬型 ストック・オプション	第17回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 1名 当社監査役 3名 当社従業員及び顧問 135名	当社取締役 5名	当社取締役 1名 当社監査役 3名 当社従業員及び顧問 129名
ストック・オプションの数(注)1	普通株式 581,000株	普通株式 45,100株	普通株式 627,500株
付与日	平成26年6月26日	平成26年7月11日	平成27年6月25日
権利確定条件	在任期間が1年以上(取締役、監査役及び従業員(管理職)の場合、従業員(管理職除く)の場合は3年)で、かつ、割当日から6ヶ月を経過すること(取締役、監査役の場合、従業員の場合は1年)。その他、細目については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。	当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。	在任期間が1年以上(取締役、監査役及び従業員(管理職)の場合、従業員(管理職除く)の場合は3年)で、かつ、割当日から6ヶ月を経過すること(取締役、監査役の場合、従業員の場合は1年)。その他、細目については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成28年7月1日から 平成32年6月30日まで	平成29年7月12日から 平成46年7月11日まで	平成29年7月1日から 平成33年6月30日まで

	2015年度株式報酬型 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 5名
ストック・オプションの数(注)1	普通株式 573,000株
付与日	平成27年7月10日
権利確定条件	当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成30年7月11日から 平成47年7月10日まで

- (注) 1 株式数に換算して記載しております。
2 その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書によっております。

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第11回 ストック・ オプション	第12回 ストック・ オプション	第13回 ストック・ オプション	第14回 ストック・ オプション	第15回 ストック・ オプション
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末	-	-	-	-	543,500
付与	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	500
権利確定	-	-	-	-	543,000
未確定残	-	-	-	-	-
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末	147,500	243,000	720,000	760,000	-
権利確定	-	-	-	-	543,000
権利行使	39,500	86,800	163,900	86,500	95,000
失効	108,000	-	-	-	1,000
未行使残	-	156,200	556,100	673,500	447,000

	2013年度株式報 酬型ストック・ オプション	第16回 ストック・ オプション	2014年度株式報 酬型ストック・ オプション	第17回 ストック・ オプション	2015年度株式報 酬型ストック・ オプション
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末	61,800	545,500	45,100	-	-
付与	-	-	-	660,000	36,400
失効	-	27,000	-	11,000	-
権利確定	-	-	-	-	-
未確定残	61,800	518,500	45,100	649,000	36,400
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-	-

単価情報

	第11回 ストック・ オプション	第12回 ストック・ オプション	第13回 ストック・ オプション	第14回 ストック・ オプション	第15回 ストック・ オプション
権利行使価格 (円)	255	260	205	228	311
行使時平均株価 (円)	546	573	573	573	573
公正な評価単価 (付与日) (円)	31	40	7	5	17

	2013年度株式報 酬型ストック・ オプション	第16回 ストック・ オプション	2014年度株式報 酬型ストック	第17回 ストック・ オプション	2015年度株式報 酬型ストック
権利行使価格 (円)	1	430	1	551	1
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-	-
公正な評価単価 (付与日) (円)	266	26	365	38	462

4 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 当連結会計年度において付与された平成27年ストック・オプション(第17回)についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	平成27年 ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	11%
予想残存期間 (注) 2	4年
予想配当 (注) 3	6円/株
無リスク利率 (注) 4	0.063%

(注) 1 4年間(平成23年7月1日から平成27年6月30日)の株価実績に基づき算定しております。

2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3 平成27年3月期の配当実績によっております。

4 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

(2) 当連結会計年度において付与された2015年度株式報酬型ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	2015年度株式報酬型 ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	11%
予想残存期間 (注) 2	11.5年
予想配当 (注) 3	6円/株
無リスク利率 (注) 4	0.560%

(注) 1 4年間(平成16年1月9日から平成27年7月8日)の株価実績に基づき算定しております。

2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3 平成27年3月期の配当実績によっております。

4 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

5 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高意思決定機関である役員会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社グループ事業は、温浴事業を主な事業内容とする単一事業であり、各グループ会社において包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、温浴事業を基礎とした所在地別のセグメントから構成されており、「日本」、「中国」の2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は営業利益ベースの数値であり、セグメント間の内部売上高及び振替高は、市場の実勢価格に基いております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額(注)	連結財務諸表 計上額
	日本	中国	計		
売上高					
外部顧客への売上高	10,493,944	1,557,480	12,051,425		12,051,425
セグメント間の内部 売上高又は振替高	64,284		64,284	64,284	
計	10,558,228	1,557,480	12,115,709	64,284	12,051,425
セグメント利益	250,441	135,216	385,657	198,701	186,955
セグメント資産	12,991,895	4,663,229	17,655,125	1,269,497	16,385,627
その他の項目					
減価償却費	637,487	151,100	788,588	28,416	817,004
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,661,898	1,208,745	2,870,643	3,710	2,874,354

(注) 1 セグメント利益の調整額 198,701千円は、セグメント間取引消去 16,646千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 182,055千円であり、当該全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント資産の調整額 1,269,497千円には、報告セグメント間の相殺消去 1,477,873千円、各報告セグメントに配分していない全社資産208,376千円が含まれております。全社資産は主に報告セグメントに帰属しない現金預金、投資有価証券、管理部門に係る資産であります。

3 減価償却費の調整額28,416千円は、各報告セグメントに帰属しない全社資産での減価償却費であります。

4 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額3,710千円は各報告セグメントに帰属しない当社での設備投資額であります。

5 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額(注)	連結財務諸表 計上額
	日本	中国	計		
売上高					
外部顧客への売上高	10,899,107	3,230,548	14,129,656		14,129,656
セグメント間の内部 売上高又は振替高	84,685		84,685	84,685	
計	10,983,792	3,230,548	14,214,341	84,685	14,129,656
セグメント利益	462,306	144,879	607,186	158,382	448,803
セグメント資産	14,136,037	7,106,578	21,242,615	2,409,074	18,833,540
その他の項目					
減価償却費	670,860	308,669	979,530	26,324	1,005,855
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	897,950	971,783	1,869,734	2,432	1,872,166

(注) 1 セグメント利益の調整額 158,382千円は、セグメント間取引消去 12,210千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 170,593千円であり、当該全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント資産の調整額 2,409,074千円には、報告セグメント間の相殺消去 2,555,768千円、各報告セグメントに配分していない全社資産146,693千円が含まれております。全社資産は主に報告セグメントに帰属しない現金預金、投資有価証券、管理部門に係る資産であります。

3 減価償却費の調整額 26,324千円は、各報告セグメントに帰属しない全社資産での減価償却費であります。

4 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額2,432千円は各報告セグメントに帰属しない当社での設備投資額であります。

5 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	中国	合計
6,549,759	3,100,883	9,650,643

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	中国	合計
6,575,295	3,565,744	10,141,040

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	新川隆丈			当社代表取締役	(被所有)直接5.63	資金の貸付	資金の貸付(注)1	87,357	長期貸付金	78,073
							貸付金の回収	103,532		
							ストックオプションの権利行使(注)2	87,357		
役員	高野透			当社取締役	(被所有)直接0.01	資金の貸付	資金の貸付(注)1	60,480		
							貸付金の回収	60,480		
							ストックオプションの権利行使(注)2	60,480		
役員	松本俊二			当社取締役		資金の貸付	資金の貸付(注)1	60,480		
							貸付金の回収	60,480		
							ストックオプションの権利行使(注)2	60,480		
役員	山口猛			当社取締役	(被所有)直接0.01	資金の貸付	資金の貸付(注)1	60,480		
							貸付金の回収	60,480		
							ストックオプションの権利行使(注)2	60,480		
役員	羽塚聡			当社取締役	(被所有)直接0.04	資金の貸付	資金の貸付(注)1	55,800		
							貸付金の回収	55,800		
							ストックオプションの権利行使(注)2	55,800		

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	新川隆丈			当社代表取締役	(被所有)直接 4.99		貸付金の回収	18,631	長期貸付金	59,441
							資金の貸付	利息の受取		
							資金の出資	子会社への出資(注)3	32,207	
役員	山口猛			当社取締役	(被所有)直接0.01		資金の貸付	13,714		
							資金の出資	子会社への出資(注)3	20,779	
役員	姜丰年			当社子会社社外取締役			資金の出資	子会社への出資(注)3	31,690	
役員	蘇聡儒			当社子会社社外取締役			資金の出資	子会社への出資(注)3	20,070	

- (注) 1 役員貸付金については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
2 平成23年6月29日開催の定時株主総会の決議に基づき付与されたストックオプションの当連結会計年度における権利行使を記載しております。
3 資金の出資については協議の上、決定しております。なお、連結子会社との取引であります。
4 上記の取引金額には消費税等を含めておりません。

(イ)連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)等

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(万USドル)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)(注)2	科目	期末残高(千円)
主要株主(会社等)	ハーベスト・プレミア・インベストメント・コーポレーション	SINGAPORE	1,050	持株会社	(被所有)直接18.85	資本業務提携	子会社株式の売却代金(注)1	933,215		
							子会社株式売却益	163,417		

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(万USドル)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)(注)2	科目	期末残高(千円)
主要株主(会社等)	ハーベスト・プレミア・インベストメント・コーポレーション	SINGAPORE	1,050	持株会社	(被所有)直接18.18	資本業務提携	子会社株式の増資(注)1	416,500		

(注)1 子会社株式の譲渡価格及び増資は、純資産・業績等様々な要素を総合的に勘案し、当事者間において協議の上決定しております。

2 上記の取引金額には消費税等を含めておりません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

結合当事企業の名称及びその事業の内容

極楽湯中国控股有限公司(以下、「香港子会社」)

中国における事業展開の統括

極楽湯(上海)沐浴股份有限公司(以下、「上海子会社A」)

温浴施設の運営・管理

極楽湯(上海)沐浴管理有限公司(以下、「上海子会社B」)

温浴施設の運営・管理

企業結合日

平成27年10月29日

企業結合の法的形式

香港子会社が保有する上海子会社Bの株式100%を上海子会社Aへ現物出資

その他の取引に関する概要

今後の中国の展開を踏まえた上での企業再編を目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成25年9月13日公表分)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成25年9月13日公表分)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成25年9月13日公表分)等に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	370.36 円	378.22 円
1株当たり当期純利益金額	9.15 円	24.19 円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	8.07 円	21.70 円

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	111,184	312,859
普通株主に帰属しない金額 (千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	111,184	312,859
普通株式の期中平均株式数 (株)	12,150,073	12,931,350
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額		
普通株式増加数 (株)	1,631,646	1,484,592
(うち新株予約権) (株)	(1,631,646)	(1,484,592)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要		

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	6,020,496	6,863,183
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	1,297,188	1,861,249
(うち新株予約権)	(52,049)	(72,829)
(うち非支配株主持分)	(1,245,139)	(1,788,420)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	4,723,307	5,001,933
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数 (株)	12,753,225	13,224,925

(重要な後発事象)

1. 社外取締役、監査役、従業員及び顧問に対するストック・オプション（新株予約権）の付与について

平成28年6月29日開催の第37期定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社社外取締役、監査役、従業員及び顧問に対して、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件とした議案を、下記のとおり決議いたしました。

(1) 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、優秀な人材を継続的に確保すること、また、適正な監査に対する意識を高めること等を目的として、当社社外取締役、監査役、執行役員及び従業員に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものであります。

(2) 株主総会決議による委任に基づき募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

7,000個（普通株式700,000株）

(3) 新株予約権の払込金額

本新株予約権につき金銭の払込みを要しない。

2. 取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の付与について

平成28年6月29日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役（社外取締役を除く）に対して、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを、下記のとおり決議いたしました。

(1) 株式報酬型ストック・オプションを発行する理由

株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的としております。

(2) 新株予約権の数の上限

1,146個（普通株式114,600株）

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価格を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

3. 会社分割による持株会社体制への移行及び商号変更について

平成28年6月29日開催の第37期定時株主総会において、平成29年1月1日を効力発生日として会社分割方式による持株会社体制への移行に加え、それに伴う温浴事業を当社の100%子会社に承継させる会社分割（以下、「本新設分割」といいます。）を決議し、平成28年6月29日開催の第37期定時株主総会において承認されました。

また当社は、平成29年1月1日付で「株式会社極楽湯ホールディングス」に商号を変更する予定です。

なお、移行につきましては所管官公庁の許認可が得られることを条件として実施いたします。

(1) 本新設分割による持株会社体制への移行の背景・目的

当社は、「人と自然を大切に思い、人の心と体を『癒』すことにより、地域社会に貢献することで、自己の確立と喜びを感じる企業でありたい」という企業理念のもと、国内では、リーズナブルな価格で入浴できる温浴施設（スーパー銭湯）の事業（直営及びフランチャイズ）を展開し、海外においても大型温浴施設を出店するなど新たな市場の開拓を行っております。

当社を取り巻く経営環境は、国内市場が成熟する中、業界再編及び業界を超えた競争の激化等、大きな変革の時期を迎えております。そのような経営環境の中、今後も当社事業の持続的な成長を実現させるためには、グループ経営戦略として、事業環境の急速な変化への迅速且つ適切な対応、既存事業領域における絶えざる変革と業容の拡大、並びに関連する事業領域での国内外の有力企業との連携やM&Aの推進及び事業シナジーの最大化、グループの健全な成長を促す体制を確立することが必要と判断し、持株会社体制へ移行することといたしました。

持株会社体制に移行することで、経営機能と執行機能を明確に分離し、強化された体制のもと、持株会社においては、グループ経営戦略の立案と経営資源の配分の最適化の意思決定を行い、事業子会社においては、グループ経営戦略に基づく迅速な業務執行により競争力及び効率性を一層高め、グループ企業価値向上を目指します。

(2) 持株会社体制への移行の要旨

現在当社が展開している温浴事業を新設する事業会社へ分割します。

当社は、持株会社となり、統括管理機能（グループ戦略立案機能、意匠等知的財産の管理機能等）を担ってまいります。

当社は、持株会社として引き続き上場を維持し、現在の当社の事業子会社は持株会社の子会社となります。

(3) 会社分割の要旨

本新設分割の日程

株主総会基準日	平成28年3月31日
新設分割計画承認取締役会決議	平成28年5月13日
新設分割計画承認株主総会決議	平成28年6月29日
分割期日（効力発生日）	平成29年1月1日（予定）

本新設分割の方式

当社を分割会社とし、新設会社を承継会社とする分社型新設分割です。
持株会社体制への移行を効率的かつ円滑に実施するため、当該分割方式を採用いたしました。

本新設分割に係る割当ての内容

新設分割承継会社は、普通株式800株を発行し、その全てを分割会社である当社に割当てます。また、新設分割承継会社は、社債を発行し、その全てを当社に割当交付します。当該社債の種類等は以下のとおりです。

- ）社債の金額の合計額は、平成28年12月31日時点における当社の借入金及び社債の残高総額（残債務）から、回収見込みのある子会社貸付金等の総額（残債権）を控除した額とし、46億円以上50億円以下とする。
- ）社債の種類は、平成28年12月31日時点における当社の借入金の借入条件及び当社が発行する社債の発行要領の各内容に合わせて個別に発行するものとし、社債の利率は年0.6%以上年3.0%以下、社債の償還の方法は定期償還、社債の償還の期限は10年以内、社債の利息は発行日から償還期限までこれを付し各償還日ごとに支払うものとする。

本新設分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は新株予約権を発行しておりますが、その扱いに変更はありません。なお、当社は新株予約権付社債については発行していませんので該当事項はありません。

本新設分割により増減する資本金等

本新設分割による当社資本金等の増減はありません。

承継する権利義務

本新設分割により、新設会社は、新設分割計画書に定める範囲において、分割期日における当社の分割対象事業に属する資産、負債、各種契約などの権利義務並びに従業員との雇用契約を承継いたします。但し、金融機関との間で締結した金銭消費貸借契約等に関連する契約、当社がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配及び管理に関する事業、グループ運営に関する事業並びに新設分割承継会社から業務受託する従業員の雇用契約を除きます。

なお、新設分割承継会社が当社から継承する債務については、いずれも重畳的債務引受の方法によるものいたします。

債務履行の見込み

本新設分割に際して、当社の既存の金銭消費貸借契約等の借入債務については、新設分割承継会社に承継いたしません。分割時に設備資金や長期運転資金等の本事業に起因する借入相当額（残債額）を新設分割承継会社が契約ごとに社債発行し、当社が全て引き受けることで、返済原資が確保されるため、当社の債務履行の見込みは問題ないものと判断します。また、新設分割承継会社が発行する株式は全て当社に割当てられること、新設分割承継会社に承継される負債に対し、当社が重畳的債務引受を行うことにより、新設分割承継会社の債務履行の見込みについても、問題はないものと判断しております。

(4) 本新設分割の当事会社の概要

	分割会社 平成28年3月31日現在	新設会社 平成29年1月1日設立予定
名称	株式会社極楽湯 (平成29年1月1日付で株式会社極楽湯 ホールディングスに商号変更予定)	株式会社極楽湯
所在地	東京都千代田区麹町2-4	東京都千代田区麹町2-4
代表者の役職・氏名	代表取締役 新川 隆丈	代表取締役 新川 隆丈
事業内容	温浴事業等	温浴事業等
資本金	2,412百万円	40百万円
設立年月日	昭和55年4月10日	平成29年1月1日(予定)
発行済株式数	14,142,600株	800株
決算期	3月31日	3月31日
大株主及び持株比率	ハーベスト・プレミア・インベストメン ト・コーポレーション(18.1%) 新川 隆丈(4.9%) アサヒビール株式会社(3.7%) 株式会社恒成商事(1.8%) 日本生命相互会社(1.7%)	株式会社極楽湯ホールディングス (100%)

(5) 分割する事業部門の概要

分割する部門の事業内容

温浴事業

分割する部門の経営成績(平成28年3月期)

	分割事業実績 (a)	当社連結の実績 (b)	比率 (a/b)
売上高	10,899百万円	14,129百万円	77.1%

分割する資産、負債の項目及び金額

分割会社の温浴事業に属する資産、負債を新設会社に承継いたします。

なお、金額については、現時点では確定できておりません。

本新設分割後の状況

	分割会社	新設会社
名称	株式会社極楽湯ホールディングス	株式会社極楽湯
所在地	東京都千代田区麹町2-4	東京都千代田区麹町2-4
代表者の役職・氏名	代表取締役 新川 隆丈	代表取締役 新川 隆丈
事業内容	温浴事業等	温浴事業等
資本金	2,412百万円	40百万円
決算期	3月31日	3月31日

(6) 商号変更

商号変更の理由

持株会社体制への移行に伴い、当社の称号を変更するものです。

新商号

株式会社極楽湯ホールディングス(英文: GOKURAKUYU HOLDINGS CO., LTD.)

新商号変更日

取締役会決議 平成28年5月13日

定款変更承認株主総会 平成28年6月29日

定款変更の効力発生日 平成29年1月1日

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社 極楽湯	第三回無担保社債	平成25年3月29日	66,400 (66,400)	()	0.4	無担保社債	平成28年3月31日
株式会社 極楽湯	第四回無担保社債	平成25年9月27日	276,500 (49,000)	227,500 (49,000)	0.7	無担保社債	平成32年9月30日
合計			342,900 (115,400)	227,500 (49,000)			

(注) 1 ()内書は、1年以内の償還予定額であります。

2 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
49,000	49,000	49,000	49,000	31,500

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	200,000	800,000	0.7	
1年以内に返済予定の長期借入金	2,034,328	1,675,760	1.7	
1年以内に返済予定のリース債務	1,446			
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	4,690,690	5,299,930	1.7	平成29年～平成36年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)				
その他有利子負債				
合計	6,926,464	7,775,690		

(注) 1 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	1,316,980	1,152,180	952,950	814,360

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	3,642,850	6,935,580	10,164,124	14,129,656
税金等調整前四半期(当期)純利益金額 (千円)	369,456	367,767	236,137	461,543
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額 (千円)	173,561	180,371	125,522	312,859
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	13.61	14.07	9.75	24.19

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額 (円)	13.61	0.53	4.22	14.31

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,747,494	2,778,591
売掛金	145,243	141,933
未収入金	6,370	11,014
商品	22,774	28,870
貯蔵品	29,604	32,903
前払費用	117,594	112,216
繰延税金資産	28,930	17,971
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	195,000	420,000
その他	12,882	45,899
流動資産合計	3,305,895	3,589,402
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 9,378,149	1 9,478,053
減価償却累計額	3,723,774	3,907,540
建物(純額)	5,654,374	5,570,513
構築物	1,136,268	1,004,507
減価償却累計額	695,048	639,362
構築物(純額)	441,219	365,144
工具、器具及び備品	550,149	797,699
減価償却累計額	289,897	341,732
工具、器具及び備品(純額)	260,252	455,967
土地	182,051	182,051
リース資産	19,797	-
減価償却累計額	18,579	-
リース資産(純額)	1,217	-
建設仮勘定	10,644	1,620
有形固定資産合計	6,549,759	6,575,295
無形固定資産		
商標権	2,717	2,082
ソフトウェア	147,596	193,526
水道施設利用権	35,939	31,385
電話加入権	1,569	1,569
リース資産	32	-
無形固定資産合計	187,854	228,563

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	28,740	29,020
関係会社株式	954,202	1,387,702
長期前払費用	103,844	91,648
繰延税金資産	481,220	444,974
役員に対する長期貸付金	78,073	59,441
関係会社長期貸付金	1,238,750	2,093,750
敷金及び保証金	805,067	784,954
建設協力金	379,835	336,602
その他	244,979	267,262
貸倒引当金	4,500	4,500
投資その他の資産合計	4,310,213	5,490,856
固定資産合計	11,047,827	12,294,715
資産合計	14,353,722	15,884,118
負債の部		
流動負債		
買掛金	290,325	278,106
短期借入金	² 200,000	² 800,000
1年内償還予定の社債	115,400	49,000
1年内返済予定の長期借入金	³ 2,034,328	³ 1,675,760
リース債務	1,446	-
未払金	295,171	521,368
未払費用	218,925	188,669
未払法人税等	88,970	32,878
前受金	627,983	615,327
預り金	2,687	3,061
賞与引当金	52,660	29,265
設備関係未払金	131,995	249,516
その他	25,779	187,282
流動負債合計	4,085,672	4,630,236
固定負債		
社債	227,500	178,500
長期借入金	³ 4,690,690	³ 5,299,930
退職給付引当金	96,550	108,288
資産除去債務	478,013	458,076
長期預り保証金	12,943	11,765
長期未払金	28,660	28,660
長期設備関係未払金	234,419	378,004
その他	10,416	6,845
固定負債合計	5,779,193	6,470,068
負債合計	9,864,866	11,100,305

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,350,759	2,412,602
資本剰余金		
資本準備金	1,997,359	2,059,202
その他資本剰余金	399,438	322,918
資本剰余金合計	2,396,797	2,382,121
利益剰余金		
利益準備金	50	50
その他利益剰余金		
別途積立金	32,907	32,907
繰越利益剰余金	13,640	240,370
利益剰余金合計	46,597	273,328
自己株式	356,138	356,138
株主資本合計	4,438,016	4,711,912
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,209	929
評価・換算差額等合計	1,209	929
新株予約権	52,049	72,829
純資産合計	4,488,856	4,783,812
負債純資産合計	14,353,722	15,884,118

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	当事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
売上高		
施設運営収入	10,343,652	10,682,324
フランチャイズ関連収入	1 214,576	1 301,468
売上高合計	10,558,228	10,983,792
売上原価		
施設運営収入原価	9,648,037	9,792,393
フランチャイズ関連原価	2 69,922	2 126,254
売上原価合計	9,717,959	9,918,648
売上総利益	840,268	1,065,143
販売費及び一般管理費	4 849,968	4 857,091
営業利益	9,699	208,052
営業外収益		
受取利息	25,091	39,573
受取家賃	18,888	19,072
協賛金収入	49,370	70,481
その他	45,958	46,761
営業外収益合計	3 139,309	3 175,888
営業外費用		
支払利息	103,212	105,990
社債利息	7,583	6,292
シンジケートローン手数料	5,000	35,000
原油スワップ差損	-	23,260
その他	1,372	6,553
営業外費用合計	117,168	177,097
経常利益	12,441	206,844
特別利益		
固定資産売却益	5 -	5 77,362
賞与引当金戻入額	-	22,602
新株予約権戻入益	4,658	3,439
子会社株式売却益	163,417	-
資産除去債務戻入額	-	22,163
その他	-	210
特別利益合計	168,076	125,777
特別損失		
固定資産除却損	6 1,628	6 5,996
契約解約損	-	3,950
特別損失合計	1,628	9,947
税金等調整前当期純利益	178,889	322,674
法人税、住民税及び事業税	118,656	48,740
法人税等調整額	46,689	47,204
法人税等合計	165,346	95,944
当期純利益	13,543	226,730

【売上原価明細書】

施設運営収入原価

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)		当事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
商品売上原価		1,691,280	17.5	1,760,024	18.0
人件費		2,076,888	21.5	2,139,409	21.8
経費					
1 業務委託費		1,063,067		1,013,177	
2 水道光熱費		1,752,467		1,546,343	
3 支払地代家賃		932,169		938,334	
4 減価償却費		637,366		671,943	
5 その他		1,494,799		1,723,159	
経費計		5,879,869	60.9	5,892,959	60.2
計		9,648,037	100.0	9,792,393	100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,061,053	1,707,653	464,300	2,171,953	50	32,907	97	33,054
当期変動額								
新株の発行	289,705	289,705		289,705				
剰余金の配当			64,861	64,861				
当期純利益							13,543	13,543
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	289,705	289,705	64,861	224,843			13,543	13,543
当期末残高	2,350,759	1,997,359	399,438	2,396,797	50	32,907	13,640	46,597

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	356,138	3,909,923	999	999	52,049	4,004,567
当期変動額						
新株の発行		579,411				579,411
剰余金の配当		64,861				64,861
当期純利益		13,543				13,543
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			210	210	43,593	43,803
当期変動額合計		528,092	210	210	43,593	484,288
当期末残高	356,138	4,438,016	1,209	1,209	52,049	4,488,856

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,350,759	1,997,359	399,438	2,396,797	50	32,907	13,640	46,597
当期変動額								
新株の発行	61,842	61,842		61,842				
剰余金の配当			76,519	76,519				
当期純利益							226,730	226,730
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	61,842	61,842	76,519	14,676			226,730	226,730
当期末残高	2,412,602	2,059,202	322,918	2,382,121	50	32,907	240,370	273,328

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	356,138	4,438,016	1,209	1,209	52,049	4,488,856
当期変動額						
新株の発行		123,685				123,685
剰余金の配当		76,519				76,519
当期純利益		226,730				226,730
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			280	280	20,779	21,059
当期変動額合計		273,896	280	280	20,779	294,956
当期末残高	356,138	4,711,912	929	929	72,829	4,783,812

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

a 時価のあるもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し売却原価は移動平均法により算定）

b 時価のないもの

移動平均法による原価法

2 デリバティブ取引により生じる正味の債権(及び債務)の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

a 商品

総平均法による原価法

b 貯蔵品

最終仕入原価法

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、事業用定期借地契約による借地上の建物については、耐用年数を定期借地権の残存年数、残存価額を零とした定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 2～34年

構築物 2～20年

工具、器具及び備品 2～19年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年～7年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

a 一般債権

貸倒実績率法によっております。

b 貸倒懸念債権及び破産更生債権

財務内容評価法によっております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生している額を計上しております。

当社は、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

6 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引について、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...金利スワップ取引

ヘッジ対象...借入金利

(3) ヘッジ方針

当社規程に基づき、借入金に係る金利変動をヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため有効性の判定を省略しております。

7 その他財務諸表作成のための基本となる重要事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(貸借対照表関係)

「流動資産」の「仮払金」(前事業年度357千円)及び「立替金」(前事業年度2,430千円)は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」45,899千円に含めて表示しております。

(損益計算書関係)

「営業外収益」の「受取配当金」(前事業年度1,185千円)は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」46,761千円に含めて表示しております。

(貸借対照表関係)

- 1 国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内訳は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
建物	9,491千円	9,491千円

- 2 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末日における当座貸越契約に係る借入未実行残高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
当座貸越極度額	800,000千円	900,000千円
借入実行残高	200,000千円	800,000千円
差引額	600,000千円	100,000千円

3 財務制限条項

当社は金融機関7行とシンジケート契約を締結しており、本契約には連結貸借対照表の純資産の部の金額や、連結損益計算書の経常損失により算出される一定の指標等を基準とする財務制限条項が付されております。

なお、この契約に基づく会計年度末日における借入残高は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	144,000千円	360,000千円
長期借入金	784,000千円	1,924,000千円
計	928,000千円	2,284,000千円

(損益計算書関係)

- 1 フランチャイズ関連収入は、ロイヤリティ収入・店舗設備の販売及び入浴関連資材の販売等であり、金額は下記のとおりです。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
ロイヤリティ等収入	127,459千円	145,284千円
その他収入	87,117千円	156,183千円

- 2 フランチャイズ関連原価は、店舗設備の原価・入浴関連資材の原価等であります。

- 3 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
受取利息	16,276千円	31,965千円

- 4 販売費及び一般管理費の主なもの

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
広告宣伝費	4,734千円	14,852千円
役員報酬	127,627千円	126,706千円
給料手当	195,250千円	227,421千円
賞与引当金繰入額	22,004千円	7,716千円
退職給付費用	6,660千円	8,747千円
減価償却費	28,416千円	26,324千円

おおよその割合

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
販売費	1%	1%
一般管理費	99%	99%

- 5 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
建物	千円	62,661千円
構築物	千円	12,919千円
工具、器具及び備品	千円	956千円
その他	千円	826千円
計	千円	77,362千円

- 6 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
建物	1,628千円	3,023千円
構築物	千円	1,178千円
工具、器具及び備品	千円	1,205千円
ソフトウェア	千円	589千円
計	1,628千円	5,996千円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額
(単位：千円)

区分	平成27年3月31日	平成28年3月31日
子会社株式	954,202	1,387,702
関連会社株式		
計	954,202	1,387,702

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	17,431千円	9,031千円
減価償却費	273,714	258,954
退職給付引当金	40,490	42,283
減損損失累計額	447,260	337,810
資産除去債務	154,581	140,262
株式報酬費用	7,267	12,435
貸倒引当金	1,303	1,388
有価証券評価差額金	391	370
長期前受収益	3,395	2,112
現物出資差額	26,447	25,042
その他	27,900	26,839
計	1,000,185	856,532
評価性引当金	396,145	309,375
繰延税金資産合計	604,039	547,156
繰延税金負債		
資産除去債務	71,748	61,522
保証金利息	22,140	22,686
繰延税金負債合計	93,888	84,209
繰延税金資産の純額	510,150	462,946

(注) 繰延税金資産の純額は貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
流動資産・繰延税金資産	28,930千円	17,971千円
固定資産・繰延税金資産	481,220	444,974

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	35.6%	33.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	11.0	3.3
株式報酬費用	2.7	0.6
住民税均等割等	13.8	8.3
雇用促進税制による税額控除	3.9	
外国税額控除	4.3	2.1
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	28.0	8.2
評価性引当金	1.3	26.9
その他	0.7	1.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	92.4	29.7

(企業結合等関係)

連結財務諸表の「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

連結財務諸表の「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	9,378,149	506,388	406,483	9,478,053	3,907,540	495,781	5,570,513
構築物	1,136,268	16,798	148,559	1,004,507	639,362	73,689	365,144
工具、器具及び備品	550,149	277,450	29,900	797,699	341,732	79,197	455,967
土地	182,051			182,051			182,051
建設仮勘定	10,644	321,548	330,573	1,620			1,620
リース資産	19,797		19,797			1,210	
有形固定資産計	11,277,060	1,122,185	935,313	11,463,932	4,888,636	649,878	6,575,295
無形固定資産							
商標権	6,454			6,454	4,371	634	2,082
ソフトウェア	257,181	81,145	589	337,736	144,210	34,626	193,526
水道施設利用権	68,259			68,259	36,874	4,099	31,385
電話加入権	1,569			1,569			1,569
リース資産	385		385			32	
無形固定資産計	333,849	81,145	974	414,020	185,457	39,391	228,563
長期前払費用	118,787		7,551	111,235	14,942	3,671	91,648

(注) 1 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	彦根店	306,187千円
建設仮勘定	彦根店	319,928千円

2 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	大和檀原店	194,464千円
建設仮勘定	彦根店	330,573千円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	4,500				4,500
賞与引当金	52,660	29,265	24,379	28,281	29,265

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)は戻入によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで															
定時株主総会	6月中															
基準日	3月31日															
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日															
1単元の株式数	100株															
単元未満株式の買取り																
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部															
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社															
取次所																
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額															
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、電子公告によることができない事故その他やむをえない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.gokurakuyu.ne.jp/koukoku.html															
株主に対する特典	<p>毎年9月末日現在の株主様に対し、所有株式数に応じて「極楽湯（国内）」「RAKU SPA 鶴見」無料入浴券を進呈いたします。（1） （基準日は3月末及び9月末）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>株主名簿への記録</th> <th>連続2回</th> <th>連続3回以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100株以上</td> <td>4枚</td> <td>5枚</td> </tr> <tr> <td>300株以上</td> <td>6枚</td> <td>7枚</td> </tr> <tr> <td>500株以上</td> <td>10枚</td> <td>11枚</td> </tr> <tr> <td>5,000株以上</td> <td>20枚</td> <td>21枚</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 「極楽湯」（直営全店・FC店）（2）・・・1名様ご利用につき1枚必要 「RAKU SPA鶴見」・・・1名様ご利用につき2枚必要 海外店舗でのご利用はできません。</p> <p>2 ご利用できない店舗 さっぽろ弥生店、さっぽろ手稲店、枚方店、東大飯店、尼崎店、京王高尾山温泉 / 極楽湯</p>	株主名簿への記録	連続2回	連続3回以上	100株以上	4枚	5枚	300株以上	6枚	7枚	500株以上	10枚	11枚	5,000株以上	20枚	21枚
株主名簿への記録	連続2回	連続3回以上														
100株以上	4枚	5枚														
300株以上	6枚	7枚														
500株以上	10枚	11枚														
5,000株以上	20枚	21枚														

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
会社法第189条第2項各号に掲げる権利
会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第36期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

平成27年6月26日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成27年6月26日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第37期第1四半期(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

平成27年8月14日関東財務局長に提出。

第37期第2四半期(自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日)

平成27年11月12日関東財務局長に提出。

第37期第3四半期(自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日)

平成28年2月12日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

平成28年5月17日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2（新設分割）の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度 第36期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

平成27年7月21日関東財務局長に提出。

(6) 臨時報告書の訂正報告書

訂正報告書(上記(平成28年5月17日提出分)臨時報告書の訂正報告書)

平成28年6月14日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年6月30日

株式会社極楽湯
取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 原 伸 之

指定社員
業務執行社員 公認会計士 片 岡 嘉 徳

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社極楽湯の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社極楽湯及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社極楽湯の平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社極楽湯が平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年 6 月30日

株式会社極楽湯
取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 原 伸 之

指定社員
業務執行社員 公認会計士 片 岡 嘉 徳

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社極楽湯の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社極楽湯の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に、持株会社体制への移行を目的とする会社分割に関する事項が記載されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない

以 上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。